

## 令和2年第4回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和2年9月8日(火曜日)午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(12名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	江田豊寿君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	高野喜寛君	住民課長	我妻美幸君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	生田目源寿君	社会教育課長	岡部真君

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐川建治 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、10人で29項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、佐川建治君。

○議会事務局長（佐川建治君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問同趣旨扱いをご覧ください。

まず、質問順1、1番、菅野朝興議員の（1）新型コロナの第2波、第3波に対して対応準備はしているのかと、質問順4、8番、須藤浩二議員の（2）新型コロナウイルスについてと、質問順9、9番、上野信直議員の（1）近隣町村で陽性者が出てきている新型コロナの検査体制拡充をの3項目が同趣旨扱い。

次に、質問順7、3番、会田哲男議員の（1）町道の管理・除草作業を適時、適切に実施すべきと、質問順9、9番、上野信直議員の（2）町道、国・県道を問わず伸び放題の道路脇の草刈りをしっかりと2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されております。昨日、議会運

菅委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、1番、菅野朝興君、(1)新型コロナの第2波、第3波に対して対応準備はしているのかの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

[1番 菅野朝興君起立]

○1番(菅野朝興君) 新型コロナの第2波、第3波に対して対応準備はしているのかということで、ご質問いたします。

現在、新型コロナウイルスは世界的な流行をしています。有効な治療薬やワクチンも開発の途中です。軽症な方でも肺炎により呼吸が困難になったり、味覚障害が続くなど、軽症といえども決して予断を許さない感染症となっています。いまだに浅川町での感染者は出ていませんが、対策と準備をできるだけする必要があるかと思えます。

3点ほどお伺いいたします。

1つ目ですが、町民の方が実際に新型コロナウイルスに感染した疑いのある場合は、まずどうすればいいのか、そして、連絡はまずどこにすればよいか。そして、浅川町ではどういう対応形態を取っているのかということでお伺いします。

2つ目ですが、感染症の第2波、第3波が予測されますが、町として対応策は考えているのか。また、様々な事態が予測されますが、緊急で対応が必要な場合の予算等は確保しているのかということです。

3つ目ですが、コロナによる長期休業により、学生の勉強の遅れが心配されます。夏休みを削減するなど授業の遅れを取り戻す取組がなされておりますが、感染症に対する取組と学習の進行状況は現在どのような状況かということ。

以上、3点お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長(円谷忠吉君) 次に、質問順4、8番、須藤浩二君、(2)新型コロナウイルスについての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

[8番 須藤浩二君起立]

○8番(須藤浩二君) 昨年かゝ幾度となく、このコロナウイルスについては、何人もの議員から質問されていいますが、改めまして、状況が変わってきましたので、ご質問させていただきます。

新型コロナウイルスについて、端的に2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、近隣町村でも発症者が出るなど、感染状況も新たな展開となってきました。町として、さらなる予防啓発活動を行うべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

2点目、今までの議会や協議会でPCR検査について説明を受けてきました。1日の対応人数を改善するなど、対応の変化はあったのか。

以上、2点質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、9番、上野信直君、（1）近隣町村で陽性者が出ている新型コロナの検査体制の拡充をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 今年7月、県から委託を受けた医療法人誠励会により、ひらた中央病院内にPCR検査もできる石川地方発熱外来センターが設置をされました。当町を含む管内5町村が県にお願いをしていたものであり、新型コロナウイルス対策の医療拠点が管内にもできたことを大変心強く思っております。しかし、一方では近隣町村でも陽性者が相次いで出てきている状況もあり、感染に対する町民の不安が強まっています。そこで、できたばかりの石川地方発熱外来センターではありますが、急いで検査体制を拡充することが求められているのではないかと思います。その観点から、2点、伺いたいと思います。

1点目は、設置をされた石川地方発熱外来センターについて伺います。

まず、ここでは1日何人の検査が可能なのでしょうか、伺います。次に、熱があつて検査を受けた人は、開設以来何人いるのでしょうか。このうち、浅川町の人は何人いたのか伺います。その上で、近隣町村で陽性者が出てきており、今後さらに広がる心配があるもとの、検査体制の拡充が必要ではないでしょうか。認識を伺いたいと思います。

大きな2点目は、ふるさとに帰省される方の検査についての質問です。

1つ目は、この夏、平田村と古殿町がお盆で帰省する方を中心に無料で検査を受けられる措置を取りました。それぞれ実績はどうだったか伺います。また、受けたい人は受けられたという状況だったのかどうかも伺います。

2つ目は、帰省者の検査の予約が入っているため、管内で発熱者が出たのに検査を受けられないというような事態にならないような措置が、きちんと取られたのかどうか伺います。

3つ目は、石川地方5町村が県に要請して実現した石川地方発熱外来センターを、帰省者が利用できるようにすることについて、事前に町村会で議論されたのかどうか伺いたいと思います。

最後ですが、今後、浅川町も正月休みや春休みなどで帰省する方に、無料で検査を受けられるようにするというお考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新型コロナウイルス関連の同趣旨のご質問として、それぞれお答えいたします。

まず、1番、菅野議員にお答えいたします。

1点目の町民の方が実際に新型コロナに感染した疑いのある場合についてですが、新型コロナウイルス感染症の症状には個人差がありますが、まず、かかりつけ医に相談してください。医師の診察により検査が必要であるかを判断いたします。検査が必要であると判断された場合は、発熱外来センターの検査ができるよう紹介状を発行してくれます。また、かかりつけの医者がいない場合は、帰国者接触者相談センターへ相談してください。同じように、症状や経過を含めて身体の状況聴取を行い、発熱外来センターの検査が受けられるように案内していただくことができます。町では、住民から個別の相談があった場合には、これらの内容を丁寧に説明いたしております。

2点目の第2波、第3波に向けての対応は、県が新たに改定した福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策に従って、新しい生活様式の定着等に向けた協力依頼、全てに対する協力依頼、イベント等に関する協力依頼を徹底してまいりたいと思っております。また、感染拡大の傾向が見られた場合には、県と連携して特別措置法に基づく規制を行う考えであり、それらに伴って緊急の予算が必要となった場合は、予備費にて対応を図ってまいります。

3点目については、学校教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、お答えいたします。

1番、菅野議員の3点目のおただしにつきましては、まず、感染症に対する取組につきましては、基本的には3密を避けるなど、新しい生活様式を取り入れた学校生活を送っています。その上で、窓を開けたり、扇風機を使つての教室の換気、それから、臨時交付金で購入しました空気清浄機による教室内の空気の浄化などを行っております。

次に、学習の進行状況につきましては、夏休み中の登校日の設定、それから、平日の授業時数増などにより、授業の進捗につきましては、現時点では、年度当初の計画どおりに戻っており、遅れは見られておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 次に、8番、須藤議員にお答えいたします。

1点目ですが、1番議員にもお答えしたとおり、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の趣旨に基づき、広報紙および回覧、防災無線、ホームページ等により、日々の暮らしの感染症対策、職場における感染症対策、移動に関する感染症対策について、積極的に予防啓発活動を行っていきしていきたいと考えております。

2点目の石川地方発熱外来センターの検査体制のご質問ですが、現時点でのPCR検査可能な人数については、以前と変わりありませんが、福島県においても、検査体制の抜本的な拡充を今後の取組における重点事項と定めております。4月以降の福島県内の感染拡大状況及び近隣町村での感染者発症の状況に鑑みて、石川地方町村会を通じて、1日のPCR検査人数の増数や施設拡張等、検査体制の拡充について要望をしているところであります。

最後に、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目ですが、ひらた中央病院に設置された石川地方発熱外来センターでの1日の検査人数については、1日8名と病院から説明を受けております。

次に、発熱があつて検査を受けた人数及び浅川町の人数についてですが、県では、市町村及び発熱外来センターごとの具体的な検査人数は非公表としております。各町村でも、県の発表に沿うように非公表としております。福島県のホームページ上では、福島県内の相談件数も含めて検査者総数、陰性者数を公表していますので、これらの数字に相違が生じないための措置であると思われま

す。また、検査体制の拡充は、現在の県内の感染者拡大傾向を考えれば、最優先課題であると認識しております。

2点目の石川地方発熱外来センターでの帰省者の検査についてですが、平田村、古殿町に問い合わせて見ましたが、1点目のご質問のように非公表ということで、確認することができませんでした。

また、受けたい人は受けられたのかという件ですが、平田村では、帰省者の希望者全て検査すると検査体制に支障が出ると判断し、新盆供養の帰省者に制限したと聞いております。管内の発熱者が受けられない事態には至らなかったと伺っておりますが、病院での検査体制を勘案すれば、検査人数の制限は必要でないかと思われます。

次に、発熱外来の帰省者への利用については、町村会で議論されないまま、各町村の独自の対策でありました。今後、正月休みや春休みなど、帰省での検査希望者についての対応は、石川管内で統一した措置が図られるよう、町村会へ要望しているところであり、石川地方発熱外来センターでの検査体制に支障がない仕組みで管内統一することができれば、浅川町においても実施する考えでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

〔「すみません」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れ。

○町長（江田文男君） 今の答弁、ちょっと間違えましたので訂正させていただきたいと思います。

陽性を陰性と呼んでしまって、実際は陽性者数です。すみませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） ただいまの3点、答弁をさせていただきます、1点目につきましては、疑いのある方がどのように、どこに連絡すればいいかということでお答えいただきまして、かかりつけ医なり、帰国者外来のほうにまず連絡してくださいということで、町としてもそういうふう呼びかけるということで、分かりました。

2点目につきましても、第2波、第3波に対して町としての対策ということで、県の対策の方針に従って連携してやっていくということで、これもちゃんと連携をしていただければと思います。

そして、予算はあるのかということで、予備費などで対応するというで言っていたいただきましたので、ぜひやっていただければと思います。

そして、3番目です、学校のことについて、長期休業になってしましまして、勉強の遅れが心配されましたが、3密も避けるという感染症に対する取組も多岐にわたって空気清浄機など入れてやっていただいているということで、学習計画も通常どおりに戻ったということでよかったですと思います。ぜひ、この感染症対策をしながらやっていただければと思います。

そして、これは提出した質問とは違いますが、一つの意見として聞いていただければと思うんですけども、集団感染の原因として、トイレの出入りするドアノブと便座が見落とされているケースがあるということで、感染症の危険があるので、接触感染ということで、特にトイレと便座、こちらの前後に消毒するものがあれば、より集団感染を避けられるということを多方面で聞いておりましたので、参考としてお聞きいただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○1番（菅野朝興君） 答弁は大丈夫です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、1点目の答弁に関してですが、福島県に倣って啓発活動を行っていくということですが、ぜひとも、浅川町としてやっていただきたいのは、独自の浅川町の広報紙もしくは回覧板で、大々的にコロナウイルスに関して何か相談があればここに電話してくれと。保健課の窓口の電話番号を大きく書いたものを、ひとつ配布していただきたい。というのは、こういう事例があるんです。今年の夏、東京に行っている大学生の子供が浅川町に帰って来たい、でも親とすれば来てほしくないと。その子供は大学生ですので教育実習などやらなければならないという局面があったみたいです。それでどうしても帰らなければならない。だけど、それを町に相談する前に県に相談したそうです。県に相談しましたらば、その研修先で受け入れてくれるのかそちらで判断してくれと。今度、大学に言ったら、大学では、いわゆるたらい回し状態に遭ってしまったんです、その子は。そして、最終的にはどうしたかという、東京で2万幾らを払って自費でPCR検査を受けたと。ですから、やはり一般町民の方はどうすればいいかというのを常に悩んだ状態なんですね。ですから、そこはやっぱり町が万が一こういうときは悩まずにここに電話してくださいと。相談窓口をぜひ、町長、設置していただきたいと、私提案します。

2点目のPCR検査の件ですが、前回、ご説明を受けましたひらた中央病院で2時間で8名、依然変わらずということ。ですから、その辺も今後、もし急激に石川郡内での感染者などが出た場合はどうするか、5町村長の中では話し合いをして、その場合は近隣の須賀川とか郡山とかで受け入れてもらうような体制はできているのか、その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 回覧板等、保健センターでいろいろ相談ができますということを、改めて大きく書かせていただきます。

あと、今、東京で2万円というのは、PCR検査は安いほうです、今4万と聞いておりますから。こういうのは全て国が本当は持つべきだと思っております。あと、PCR検査、町村会で、あるいは石川郡内の医師会で、ぜひ、拡大できるような要望などをしていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 最後にもう一度、町長、浅川町で独自で例えば浅川町では角田医院さんという内科医さんがおります。お話をして、可能であればPCR検査の検査機械というのはそんなに高いものではないということです。ですから、もし浅川町の町民の不安を払拭するためであれば、その機械を町で購入して角田医院さんをお願いするなど、もうちょっと他町村よりも一歩踏み込んだ、そういうコロナウイルスに対しての体制を取ってもいいのではないかと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ただいま質問ありました2点目なんですけれども、PCR検査の検査体制ということで、事前にお話しした中では2時間で8人ということだったんですけれども、昨日、緊急な連絡ということで、その検査体制に変更があったということで通知をいただきました。これは、発熱外来センターとしてではなくて、病院として、要するに検体の採取が人数がある程度可能になったということで、今までは、発熱

外来センターの場合ですと症状があつて発熱外来センターに行つて、そこでいわゆる二次感染も踏まえた上での対応だったんですけれども、検体だけの採取であれば、病院側で32件1日可能だというような連絡をいただきました。これは、発熱外来センターに症状があつて行つて対応する方と違って、いわゆる任意の調査がある程度拡張になったということで、昨日連絡をいただいたということで、ご報告申し上げたいと思います。

PCRの機械は、いわゆる発熱外来センターでも、やっぱり検査の結果が必要になってきますので、その結果はやっぱり技術者が必要だということで、やはり各自治体、全国でもその検査自体の体制が整わないというのはその辺にあつて、県のほうでも、やはりPCR検査が採取して検査の結果を出せるところが限られているということで、今後、簡易の検査体制が整えば、随時拡張していきたいということで回答を受けております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の保健課長の答弁は私のほうの答弁だったのかな。ちょっとよく分からない、混乱したような感じなんですけれども。

まず、1点目ですけれども、診療機関と診療時間、これ回覧板で各世帯に回されたものですけれども、平日の午後1時から3時までと。これは変わらないということですか。この時間内に8人の検査が可能だということなんですか。そして、ひらた中央病院の対応として、検体を取るだけだったら32件可能だと、1日に。でもそれはこの診療時間内の話ではなくてということなんですか。その辺のちょっと内容が絡まってよく分からないので、分かるようにご説明を願いたいというふうに思います。

仮に1日32件の検査が可能だということであれば、改めて再度県のほうに検査体制の拡充、強化、これをお願いすることもなくなると、必要なくなるということにつながるのかなというふうにも思うんですけれども、何せ今までの4倍ですから、4倍可能になるということですから。その辺はどういうふうになるのか伺いたいというふうに思います。

それから、2番目の帰省される方への検査についてなんですけれども、私も懸念していたんですが、帰省を希望する方はたくさんいらっしゃるわけですが、様々な理由で。そういう方に対して無料でできますということの大々的にPRしたならば、帰省を促すことにもなりかねないし、それから、あの施設を造った本来の趣旨から、ちょっとそれるんじゃないかと。何よりも不可能なんじゃないかと。だって、短い期間に集中するわけでしょう。それを全部さばくというのは、これはできないと思うんです。私は何か随分と迷惑なことを、混乱するようなことをやってくれたなというふうに印象を持っているんですけれども。これが町村会では議論されなかったと、されなくて実施されたということでした。私は、浅川町の議会からはこういう意見が出ていたということ、ぜひ言ってもらいたいですけれども、こういうことをされては困ると。やはりきちんと、5町村でつくってもらったセンターなんですから、やはりその運営に関しては、きちんと5町村で話し合つて合意の上で進めたいという意見が議会から出ていたということ、強く言っていただきたい。ゆえに、ほかの平田とか古殿ではやるのに、なんで浅川だけやらないんだというような声も寄せられているんです。それはやはり誤ったこの判断だというふうに思うんですけれども、そういう混乱も生じたので、浅川町でも。ぜひその点は注意をしてやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、今後については、いろんな体制が整えば浅川町でも、暮れとか、あるいは春休み、そういうとき

の帰省者に対して無料で実施をするということも考えていると、このようなお話だったかというふうに思うんですけども、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、町村会で様々に今後のことも議論して、提案などをさせていただきます。

それと、最後に正月、あるいは春休みの帰省者に対して無料でやるかは、今後、担当課と、あるいは石川5町村で相談していきたいと思っております。

あと、もし答弁漏れがあれば、課長に説明させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、検査の人数についてなんですけれども、回覧で回しました中身的なものは発熱外来センターとしては変更がないというふうに考えております。これはいわゆる症状があつて、その中で陽性者の可能性を持って検査をするという、この8人というのは変わらないというふうに捉えております。

昨日通知があつたのは、病院としての検体の検査ということですので、任意の検査として32件の1日の検査の検体の採取が可能だと、恐らくその結果については、発熱外来よりも遅れて本人のほうに結果が行くようなシステムになっているのかなど。なお、この件については調査したいと思います。

それから、今後の対応についてなんですけれども、帰省者に無料でということなんですけれども、ちょっと誤解を受けると仕方がありませんのでもう一度説明しますと、お盆に行われた帰省者に関しては、帰省する学生だけを無料ということで、そのほかの一般の帰省者は有料で行っておるということです。それは、石川、平田、古殿、玉川、全てそうです。今後につきましては、町村会で協議されて、帰省者を含めて無料化であれば、同じように足並みをそろえて、同じような体制で浅川町も実施したいというような形で考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、病院としては1日32件の検査が可能だと。発熱外来センターとしては1日8人だと、こういう状況があるわけですね。町としては、県に対して発熱外来センターの検査体制の拡充、強化というのは求めていくんですか。それとも、ひらた中央病院で32件で検体の検査ができるんだから、それは必要ないというふうにお考えなのかどうか。その点について伺いたいというふうに思います。

このセンターで受ける場合とひらた中央病院という形で受ける場合とでは、どういうふうに違ってくるのかどうか、その点も伺いたいと思います。

それから、帰省者への部分については、大体分かりました。ただ、間違いなく、今回は混乱が生じたので、町村会できちんと話し合っ、まとまった対応をぜひ、していただきたいというふうなことを重ねてお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 検査体制の件ですけれども、恐らく今言ったような形で、症状が伴った場合とそうでないケースということだと思います。町としては、県で目指すPCR検査の体制というのが1日600人ということで、今、それに近づこうとしています。ですから、この検査体制が充実してくれば、いわゆるその症状がなくても任意で検査できるような体制が整いますので、やはり引き続き、検査体制の拡充については県

への要望として続けていきたいというふうに考えております。

それから、ひらた中央病院と外来の違いということで、外来については今言った形で、共同で設置した、症状を伴って、まず、先ほど1番議員に説明したとおり、症状があって、かかりつけ医の相談、いわゆる紹介状なり、それから発熱外来センターを経由した場合にはこの発熱外来センターでの対応になるというふうに考えております。それ以外の任意の検査、今後、病院として一般の任意検査も受け付けるかどうかは今のところ不確定なんですけれども、恐らく任意の検査も病院側で行っていくという体制を取った形だというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、1番、菅野朝興君、（2）更新されたハザードマップの注意喚起が必要ではないかの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 更新されたハザードマップでの注意喚起が必要ではないかということで、ご質問いたします。今年も台風シーズンとなってきました。昨年台風19号により浅川町の河川が大規模に氾濫いたしました。調査により、新たに水没や土砂崩れの危険のある箇所が追加されました。町民の命を守るハザードマップについて、1点お伺いします。

更新されたハザードマップには、水害や土砂崩れ時の避難所が変更されていたり、水没危険箇所や土砂崩れのおそれのある箇所が増えていました。町民の皆さんに注意喚起をすることはもちろんですが、特に、避難場所や避難経路が変更となった地区では、間違った避難で災害に巻き込まれないように、注意喚起の徹底をする必要があるのではないかとということでお伺いします。

よろしくお願いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ご承知のとおり、ハザードマップにつきましては、8月末に町内全戸配布し、災害に備えた情報を発信したところです。予想される各地の災害については、巻き込まれないよう早めに周知することで、命を守る対応を図ります。今後も、広報、ホームページ等を活用し、住民への注意喚起を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 防災計画もそうですが、ただつくっておいておしまいではなくて、減災ということで引き続きスムーズな避難ができるように、ただつくって終わりではなくて、注意喚起ということをやっていただきたいと思いますが、よろしくお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 災害はいつ起こるか当然分かりません。町としても、本当に注意喚起は回覧板等とかいろんな会合でお話をさせていただきます。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、2番、兼子長一君、（1）町長就任2年となり今後の町政方針を問うの質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 江田町長は10月30日で就任2年目を迎えます。そういった中での、今後の町政方針についてお伺いをいたします。

1点目ですけれども、町長は公約として、1つ目、子育て支援、2つ目、医療福祉の充実、3つ目、農業、商業、工業の振興、4つ目、若者定住、5つ目、企業育成、6つ目、文化スポーツの振興を掲げておりますが、これらの中間評価及び課題と実行に向けての方針を伺います。

2点目ですけれども、花火の里ニュータウンは、平成17年度に1区画分譲された後、14年間、担当課の分譲努力と議会においても再三議論されましたが、分譲には至っておりません。さらには、この新型コロナウイルスにより経済状況が悪化している現在では、この分譲販売はますます厳しい状況であります。既に整備をしました定住・移住促進住宅、これらの戸数の増設とか、あるいはテレワーク対応住宅建設など、社会経済状況の変化に応じた、分譲販売ということではなくて、土地活用型へ方針変換する時期に来たと思っておりますが、町長の見解を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと答弁が長くなるかもしれませんが、お答えいたします。

1点目の公約の中間評価と課題等について、私は、町長選挙に当たり、6つの決意を示しました。

子育て支援については、小学校及び中学校の入学祝い金を創設しました。農業、商業、工業については、商工会及びJAと連携し、プレミアム商品券などの発行を通してできる限りの対応をしております。若者定住については、定住・移住促進住宅の活用や空き家バンク等の取り組んでおります。企業育成については、商工会と連携し、創業支援に努めております。文化スポーツについては、各種場面で花火の里をPRしております。また、廃校については、グラウンドを開放しており、さらに跡地利用については調整を行っているところであります。医療福祉については、今年度4月1日から高齢者75歳以上に対しタクシー券を発行してきました。

今後の取組としましては、駅前停車場線の早期着工、開通、町道染・小貫線の改良、町内の歩道整備、中学校校舎、旧小学校の跡地利用等、種々取り組んでまいります。そして、どんなことがあっても教育と福祉は衰退することのないよう、全ては町民のために全身全霊をかけて取り組んでまいりたいと覚悟であります。

2点目の花火の里ニュータウンの件でございますが、分譲の問題については大変厳しい状況にあります。現在、定住・移住者向けの住宅建設についても検討を図っておりますが、まだ具体的な計画までには至っておりません。質問の未分譲地の利活用については、今後の重要な課題であると認識しておりますので、定住・移住住宅の建設だけでなく、様々な施策について検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目については、るる町長が従来から政策として考えているものをお話しされたと思います。そこで、やはり一番私気になるのは、農業、商業、工業の振興策なんです。これ、具体的に町長の考

えているものがちょっと見当たらない。商工会と連携、農協と連携という形、連携は、これは従来から行政と商工業、農業はやっている話なんで、そういった中でさらにもっと踏み込んだ政策というか、これを今後の2年間でもっと打ち出していきたいというのが感じています。

あと、それ以外の子育て支援とか医療福祉、若者定住、文化スポーツ、起業育成については、従来からの政策を継承している部分もあるかと思うんですけども、入学祝い金とか中学生の制服補助、今言ったこういうものは江田町長の独自の政策なんでしょうけれども、もっと江田町長の政策方針とちょっと強い思いを、具体的な政策の中に表していただきたいと思います。そういった点について、再度お聞きします。

それから、2点目のニュータウンの分譲の件なんですけれども、これなかなか再三いろいろな有識者会議とか、あるいは既に分譲して住んでいる方たちとお話合いとか、再三いろいろやってきましたけれども、先ほど言いましたように17年間分譲できていないと。その原因はやはり坪単価だと思うんです。今、町内の民間事業者で行う分譲ですけれども、おおむね坪単価5万円台から6万円台です。実際、今、土地と建物両方合わせて、住民の方が住宅建設という費用的なものは2,000万円が上限だろうというのが、そういう形の状況に今なっています。ですから、土地と建物で3,000万円というものになると、なかなか、何といいましょうか、購入する、そういう状況にはないというのが現状なのかと思います。なので、以前から分譲しなくちゃならないという、そもそも当初の目的は、ニュータウン分譲政策をして人口の増加を図るという趣旨でニュータウンを造成したわけなんですけれども、これだけ今の状況が変わった中では、いつまでも分譲するんだという方針ではもう一向に先が見えないと思うのであります。なので、私の一つの提案として、そういう今の若者移住・定住住宅の戸数を増やしたり、このコロナウイルスにより、今テレワーク型のそういう仕事の形態も非常に増えてきているというのを踏まえて、そういった首都圏の方たちの何といいましょうか、そういう仕事場の場を、浅川町でもやれますよと、そういう発信をしていくべきではないのかと思いますので、そういった2点目の方針、土地を活用する方針、再度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農業、商業、工業については、この3点の中で特に農業の方は、今年の台風19号で被災を受けた農業の方々とお話をさせていただきました。これも、何回も何回もお話をさせていただきました。農家の方は、被害を受けた方は、私に涙を流して、何とかしていただきたいという声を何人か聞いております。そういう中で、農業で食べていく人は、農業にも力を入れなくちゃいけないということを、私は改めて自分を奮い立たせて改めて分かりました。今後、今現在もそうですが、各戸もう一度、皆さんとお話をして、一軒一軒回って、何をすればよいのか、今後、何をすればよいのか、検討させていただきたいと思います。

また、この企業誘致、確かに私この2年間やってきましたが、大変でございます。なかなか企業誘致は難しいものがありますが、ただ、歩みを止めることはできません。私はこのコロナがもう少し落ち着けば、再度営業に回りたいと思っております。それで、企業でありませんが、何とか旧山白石小学校、これ学石に使っていただきたいなと思っております。少しは、町の活性化になると信じております。

あと、このニュータウンの件、確かに若者が3,000万円も4,000万円も出すことはできません。今ここ数年は2,000万円を切っている状況でございます。担当課と様々にお話をして、定住促進もいいんですが、検討させていただきたいと思います。また、さらなるご指導のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目については、町長、特に農業商工業振興については、各訪問をしているいろいろな意見を聞くという、そういう思いが聞けましたのでそれは分かりました。

2点目ですけれども、今コロナウイルスでなかなか動けないというのも実情ですけれども、ただやはり町の方針として、もうそろそろ分譲というものは厳しい、もう限界かなということだと思うんです。あと問題は、開発許可を受けていますんで、そういう法的な手続上、分譲しないで、今のあの土地をどういった形で活用するのかと。いわゆるそれは地域活性化、まちづくりのために活用するんだよという、そういう方向で、これはそういう県とかそういう部局とよく相談をされて、どういった方向がいいのか、そういうのもやはりいろいろ資料収集すべきだと思います。なので、そういうのを踏まえて、どういう形で花火の里ニュータウンを、今後、持っていくのかというのをちょっと考えていただきたいと思います。

再度、もう一回、この件についてお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、どのような形で持っていくかは、担当課と、あるいは皆さんとお話をしていきたいと思っております。

なお、建設課長にも答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 町長答弁のとおり、定住・移住促進住宅の建設は、まず検討はさせていただいております。まち・ひと・しごとの中で、町村振興基金というものがありますので、ハード事業だけでは取り組めないというふうなこともありますので、様々な施策と合わせた中で取り組まざるを得ないということもありますので、そういう形も併せて検討していきたいと思います。それ以外にも、いろんな施策についても、定住・移住促進住宅にこだわることなく、様々な形で検討を申し上げたいというふうに思っています。滝ノ台ニュータウン建築協定もあって、1つの区画に1戸建ての住宅しかできないというふうな建築協定もありますので、どちらにしても地元の方と相談をしながら、その建築協定の問題もどうするのかというふうな問題もこれから出てこようかなと思いますので、そういうのも含めて、地元のほうとは協議をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）米の全量全袋検査から抽出検査移行に伴う対応についての質問を許します。2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 福島原発事故後の平成24年から実施をしております米の全量全袋検査、これが今年の米から抽出検査に移行されますが、これについて町の対応をお伺いいたします。

1点目、全量全袋検査の実施主体である浅川町地域の恵み安全対策協議会の今後と、管理する検査機器の取扱いについて。

2点目、抽出検査の区域と検査サンプル数及び検査場所について。

3点目、検査の結果、基準値を超えた場合の出荷制限の範囲と周知方法について。

4点目、今まで毎年各農家に配布をしていた塩化カリは令和3年も配布するのかどうかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、今後、県協議会がモニタリング検査の実施主体となるため、浅川町地域の恵み協議会については、今後の東京電力からの賠償金の受入れや検査機器の処分などの残された事務が完了した後は、解散総会を開き解散することを予定しております。管理する検査機器については、総会の事前において、特に受けの希望はありませんでしたので、処分する方向で決定しております。この処分費用は、東京電力の賠償金で賄われることとなっています。ただし、国の譲渡に係る方針がまだ確定しておりませんので、今後の方針の変更によっては譲り受けの希望が出てくることも考えられます。その場合には、協議会に諮り決定したいと考えております。

2点目については、抽出検査の区域は、昭和25年2月1日時点の市町村、これを旧市町村と言いますが、浅川町においては、浅川町、旧山白石村、旧小野田村の3つ区域になります。この旧市町村ごとに3点を検査し、検体の量は2キロとされています。検査場所は福島県農業総合センター及び食品衛生法に定める登録検査機関となります。農林事務所により検体を発送することとなります。

3点目については、県が検査結果を旧市町村ごとに出荷販売の可否をホームページで公表することになっており、検査が終了した旧市町村ごとに出荷販売の自粛解除が通知されます。それまでは、出荷自粛は継続されます。高い放射性セシウムが検出された場合は、検査頻度を強化して検査が継続され、地域的な広がりがあるか確認がなされます。地域的な広がりが確認されなければ出荷販売の自粛解除が通知されます。

4点目については、現在、県において旧市町村ごとに1か所、土壌と米についての放射能汚染状況の試験が行われております。この試験により汚染されていないことが確認されれば、令和3年の配布はありません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目の、その恵み協議会の件なんですけれども、これはいずれ解散する予定だというお答えでした。それから、検査機器についても、賠償金をもって処分費用に充てるというお話でした。そうするとこれは、まだ県のほうの方針もあるんでしょうけれども、いつ解散とか、あとは検査機器の処分の時期、それはまだ、現時点でははっきり分からないということでしょうか。再度確認したいと思います。

それから、抽出検査区域については、合併前の旧町村単位だということなんですけれども、例えば、旧山白石村であれば3か所サンプルを2キロ抽出するんでしょうけれども、実際、どの生産者の米を抽出するか、そういった具体的な、旧町村単位でも広い範囲ですから、じゃ、どこの生産者の、どこの集落のというのは、それは町が決めるんですか。それとも県がそういうものを決めるんでしょうか。その辺ちょっと確認したいです。

それから、3点目、万が一基準値を超えた場合の出荷制限、これは当然のことですけれども、この辺も速やかに各農家に周知できる方法をお願いしたいと思います。これは、基準値を超えることがないように願うものであります。

それから、4点目の塩化カリの配布については、今、土壌のそういう試験をしていると。その結果、問題が

なければ、来年以降は塩化カリは配布しないということは分かりました。

再度、1点目、2点目についてお答えをお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

1点目の恵み協議会の解散についてですが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、検査機器の譲渡に関する国の方針がまだはっきり示されているわけではございません。総会の時点におきまして、譲渡の希望を募ったところ、今のところないということで処分する方向では総会のほうでは決まりましたが、検査機器もいろんな附属品もございますので、附属品だけだったら欲しいというようなご意見もありました。県のほうに、現段階ですが確認しましたところ、一括で購入しているので附属品だけどこかに譲渡するとか、そういうことは駄目だということで、今のところは言われております。その後、県と国のほうで協議がさらに続いております。一定の方向性が決まりましたようなので、来週、県のほうで、検査機器の処分に関しての説明会を行うそうですので、それに担当者のほうが出席しまして、どういう形になるかが決まってくるかと思っております。今現在、その処分のほう、もし処分するとなれば町の協議会のほうで処分しまして、賠償金を請求するという形になります。もし、譲受けが可能だという団体がございましたら、そちらに譲受けの、お渡しする手続がありますので、それらのいろいろがございますので、今年度中には国、県のほうでも方針をはっきり出してくるかと思っておりますので、早くとも解散まではあと2、3年はかかるのかなとは思っております。

続きまして、2点目につきましては、各旧市町村の抽出3点の場所でございますが、主体は県になりますので、基本的には県のほうで選定するというところで、6月に県の水田畑作課から示された実施要領のほうではうたわれております。ただ、県のほうも詳しくどの生産者と分かるわけではございませんので、恐らく推測の話にはなりますが、県のほうからこの旧市町村の3点ぐらいを、生産者を町のほうで教えてもらえませんかということで、協力の依頼があるかと考えてはおります。実際、検体のほうも農林事務所のほうで採取するということになっておりますが、実際始まってみれば、町のほうで集めて送って下さいということになる可能性もあるかなとは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目については、分かりました。

2点目の、抽出検査の選定なんですけれども、今、課長答弁ですと、県が選定する、しかし町のそういうのも話を聞いて決めていきたいということのようなんです、確かに、県が選定するにもなかなか容易でないと思うんです。町のほうで、こういうところどうですかという形になるかと思うんですが、何か県のほうで、そういう抽出検査するサンプルの場所について、何かこういうところが望ましいとか、そういうものはあるんでしょうか。例えば、山間部で山から水が流れ込むような田んぼ、そういったところをなるべく検査したいとか、何かそういうのは、県のほうから何か来ていますか。その辺ちょっと再度、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えします。

現時点で示されているものが、この6月に送られてきました実施要領、これが最新のものです。その後、地点の選定、どういった場所を選んでほしいということでは、詳しく書いてございません。書いてあるのは、生産者および地域、大字、小字単位の重複を避ける程度のことと、あと採取地点の偏りが生じないように配慮する、また過去に高い放射性セシウムが検出された地点や、土壌の交換性カリ含量が低い地点から検体を採取する、この程度しかうたわれておりません。具体的にどういった場所かということは、実施要領のほうには書いてございません。今後、県の説明会等、恐らくあるかと思っておりますので、その席でなるべくこういう地点を選んでくださいとか、依頼があるかと思っておりますので、それを待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、5番、岡部宗寿君、（1）昨年の台風19号の被害を受けて今後の対策と備えについての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） まず、1点目、昨年の台風19号の被害を受けて今後の対策を、また備えについて伺います。

昨年の台風19号では、町始まって以来の甚大な被害に見舞われ、あれからほぼ1年になろうとしています。復旧も大分進んでいるようではありますが、堤防にはまだトンバックが並び、また堤防も、水で削られたところなどは何か所もそのままになっています。また、川沿いには倒れかかった杉の木などもあのときそのままになっている状況です。

そこで、3点ほど伺います。

1点目、昨年の台風被害は町始まって以来の水害ですが、それを教訓に町では今後どのように対応するのか、しているのか。

2点目、滝輪裏の茱萸ヶ沢よりビルふち間の杉の木の伐採はやるのか。

3点目、殿川のバイパス側の堤防のかさ上げはやらなくちゃならないのではないのか。

以上、3点お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、河川管理課については、河道における堆砂除去の推進及び河川水位の監視機能を強化する水位計と監視カメラを設置いたします。また、避難所における新型コロナ対応の備品購入、防災無線機の拡充と活用範囲を拡充し、迅速な連絡体制の整備を図ります。

2点目につきましては、河川の流れに支障がある樹木の伐採は県の河川維持工事の中で実施されると伺っております。ご質問の場所の木の伐採については、現在のところ、実施予定はないと聞いております。聞いておりますが、対応していただけるよう、今後も要望していきたいと考えております。

3点目の殿川の堤防のかさ上げにつきましても、県に要望書を提出し、現地調査においても説明しております。堤防のかさ上げにつきましては、一部区間のみの問題でなく、河川全体に関わるものとなるため、当面の

実施は困難であると伺っておりますが、引続き要望してまいりたいと思っております。現在は、県におきまして、緊急水害対策プロジェクトにより、令和6年までの5か年で様々な対策が実施されると伺っております。町内におきまして、社川と殿川の合流付近における堆積土砂の撤去により、川底を掘り下げることや、監視カメラの設置、河川堤防の強化などの対策が講じられると伺っております。早期の対応が図られるよう、改めて求めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 1点目では、前にも町長が言いました、8月に今度新しいハザードマップが届いて、私も見ました。このマップをまず町長、基に、各行政と消防団など、先ほど1番議員も言っていたと思いますが、やっぱり協議して、年寄りとか、いざというときにどういうふうにして避難するんだという予行演習ではないんですが、それは各行政の区長とか使ってやってください。そしてまた、このことに付随してなんですけれども、県でも、今日の新聞なんかにも出ていたんですけども、今回の19号における第三者委員会を開いて検証したんです。それで、県ではやっぱり、発災前に準備しておくべき取組が不十分であったとする報告書案を大筋でまとめたとのこと。これはやっぱり、結局は何もできなかった、何もやれなかったということらしいです。だから私が言うんですが、我が町ではまずどうだったのかというのを伺います。

あと2点目です。茱萸ヶ沢よりビルふちの杉の木、やはりこれ前にも、町長、私質問したときに、スピード持ってやらなくちゃならない、伐採する必要があると言っていました。町長、あそこ見に行かれましたか、ビル淵に残っている杉の木。私ちょっと目でざっくばらんに数えたら200本以上あるんです。そこは前回19号で新しい川ができちゃったんです。そして今、元のビルふちの間にその200本以上の杉の木が残されているんです、町長。これを伐採しないで、万が一、今度大雨が来て、その杉がまた前回のように各橋とか鉄橋、そういうところに流されて、もし張りついたら、また町長、同じ結果になるんです、あれは絶対流されます。今、行って壊れたトンバックあったんですけども、トンバック関係なく水 flowing しているんです。そしてそのほかに、あれは何かの大きな木がビルふちに流れたままになっています。そういったものそのまま流れて、もし橋、そういうところに止まったらどうなるのか、もう恐ろしくて、私考えただけでぞわぞわします。その対策も、町長、ぜひお願いします。

あと、3点目ですが、殿川の川底、その土砂取りはやるという、私ちらっと聞きました。でもあそこは、社川と殿川との合流点、あそこは社川の川が流れが早いと、殿川の水はストップしちゃうんですよ。これはどこの地域、須賀川であれ福島であれ、どこでもこれは同じ結果なんです。これは今回の水害の一要因だったんです。それを分かっているながら、町長、前にも言いましたけれどもかさ上げをしなくちゃどうするんですかということ言ったじゃないですか。皆さん行ってみてください。舗装工事やるんですよ、まだ。あれ向こうは構わないんです、城山側は。城山側は向こうには水は上がらないですから。私が心配しているのは、こっちのバイパス側、わかりますか、バイパス側を堤防の舗装なんかしたって何の役にも立たない。だったら今の118号線の橋と同じ高さぐらいにかさ上げしてください。そういうことですよ。

あと、茱萸ヶ沢の下の田んぼとか、滝輪裏なんていうのは、まだ全然手つかずなものですから、町長、お伺いします。県での入札などはまだ終わっていないんでしょうか。もし入札とか終わっていたら工期はいつまでなのか、以上3点、またお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させますが、とにかくその河川の杉は、県と再度お話をさせていただきます。当然、やる方向でいきたいと思っておりますが、これはあくまでも県のほうですから、お願いだけさせていただきますと思います。

それと、マップとか入札の件は、担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目につきまして、本日の新聞等に出ていました、県の検証委員会を開いての対応を協議したということでございますが、町ではどのような対応をしたのかということで、今年の台風被害の後に、庁内で職員による防災検証チームを立ち上げまして、その中において今年の台風に対する対応について方向性を出しました。そういったその検証チームの内容を受けまして、本日の説明にもありますように、防災マップの作成、こういったものにその検証チームの内容を生かしたというふうなことでございます。

また、町の防災対策チームの中においても、早めの対応避難と、これがやっぱり一番の重要な今後の対応策ではなかったかということで、早めの対応するためにも、早めの情報を把握しなければならないということで、補正でも提案しております社川おける町民グラウンドの瀧大川橋ですね、こちらに水位計を設置しまして、時間的な経過の水位の上昇と、あと気象予測、台風であれば数時間後に来るという、そういった複合的な予想に基づいて、早めの避難対応を発しなければならないということは町の防災対策の検証チームにおいても、十分意見が出たところでございます。早めの避難勧告等々をしたとしても、早めの避難所の開設、こういったものも準備しなくちゃならないということで、あくまでもそういった状況を早めに踏まえまして、早めの避難所の開設、早めの避難の周知というふうなことを心がけて対応するというので、県のほうの検証委員会の中においても、避難に対しては前避難ということで、避難所だけではなく、知人、友人宅等も活用した避難の対応を図るということですので、命を守る対応として様々な対応をしたいというふうに考えております。結論的には我が町においても犠牲者、そういった部分が出ないように、早めの対応策を、今回の補正をもって必要な装置等を設置しまして、対策を講じるということで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 県の河川の工事の発注状況でございますが、私どもの工事と同じなんです、発注してもなかなか川の増水等の時期を避けて工事を実施するというところとか、いろんな絡みがありますので、手つかずの状況にあるところの中にはあろうかなというふうに思っております。

現在、発注のところにつきましては、いつまでというふうなことは正確には聞いておりませんが、おおむね今年度中にはということで工事が行われるのかなというふうには思っております。未発注箇所につきましても、何か所あるかということについて、今、ちょっと掌握はしておりませんので、いずれにいたしましても、早急な対応が図られるように、私のほうからも求めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 1点目は、町職員でハザードマップとかつくったと。分かりました。ちょっと残念です

けれども、これはやっぱり有識者というか、あと議会とかそういうのをいれて本当はやらなくちゃならなかったんじゃないかなと思います。

それと、ちょっとこれ答弁漏れあったと思うんですけども、ビルふちの杉の木、あれはさっき町長、県のほうでやると言いました。あれ、個人の土地の木ですよ、あれやっぱり県なんですか。それ、ちょっと答えなかったから分からないです。

それと、今、建設課から県の入札あるんですけども、まだ分からないです、いつだかも分からないという状況、これは、私は終わっているのかということと、工期はいつまでかと聞いたんですけども、それも答弁漏れかなとも思うし、2つほど、これで終わりですものね、それ答えていただきまして質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 個人の木であれば伐採はできないと思いますが、なお、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まず、工期の問題ですが、町のほうでは何月までの工期ということは正直言って掌握していませんが、長めには取っておると思いますので、年度末かなというふうには想像されます。

ビルふちの木の話でございますが、現状としては民地にありますので、県のほうとしては民地の木は対応しないというのが原則かなというふうに思います。どういうふうな形で対応するのかといえば、県のほうで堤防の改修等に合わせて、その堤防の改修の中で木の伐採も一緒にやるか、もしくは個人の方に切っていただくという方法しかないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）滝ノ台ニュータウンと滝輪裏から里白石間の街路灯についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 滝ノ台ニュータウンと滝輪裏から里白石間の街路灯についてお伺いします。

この質問は、昨年3月と12月、2回ほどやっております。このときの町の対応は、地元の詳細を得て検討させていただくと答えられていました。今回、私がこの質問したのは、JAさんからLEDの寄贈があったということで、その点についてお伺いします。

1点目、滝ノ台ニュータウンの住民の方から、街路灯が暗くもっと明るくしてほしいと要望がありました。LEDの設置をお願いしましたが、その後どうなったのか伺います。

2点目、同じく滝輪裏から里白石間の街路灯はどうなってしまったのか、話がなくなってしまったのか分かりませんが、この2点をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、各行政区からの要望が多数であり、要望箇所の周辺における設置状況を見極め、計画的に整備することにしておりますので、お尋ねの区域については、もうしばらくお待ち願います。

2点目につきましては、染行政区長及び水利組合役員と協議いたしましたところ、過去の経緯を踏まえ、電線が張られることで稲穂に鳥の被害が想定されるので、関係者の了承は得られないという返答をいただきましたので、現在、対策を検討しておりますので、もうしばらくお待ちください。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、安心・安全、そして事件、事故をなくすためにも、また防止するために、早急に検討させてくださいと前にも答えております。1年以上、まずたっているんですが、何も進んでいないのと、そしたら、今回、いろんなところから行政から、そういう作ってくれというのがきているからできないと。ちょっとこれ、職員が町長に言うこと聞かないのか、それとも誰かが足を引っ張っているのか分からないんですが、それとも町長が検討していないのかどか思うんですよ。先ほど申し上げましたが、JAさんから寄贈されたLEDとかまだ残っていると思うんですね。この話、私は今回で3回目の質問になるんですが、まずほかにもいろんなつけるところがあるというんだけど、随分前にこれを言っているんだけど、駄目だったんですかね。

2点目は、町長、やっぱりこれも、町長、子供は町の宝でございませう。通学路の街路灯については、スピードをもって優先的に対応させていただきますと、あのときもやっぱりこう答えたんです。でもやっぱり、去年の12月でも似たようなやつやっていたんです。そして、今回になったら、これはスズメがとまるとか、何かし言いましたけれども、これはもう、一番最初にたしかこういう説明を受けました。これは、たしか地権者の方、私話したときには、今のLEDでは虫も大して来ないし、それで子供らがいっぱい来るときに、例えば、その染の方だと思うんですが、滝輪だってあんたらの子供が通るときに街路灯をつけてスズメがとまるから駄目だなんてことは一言もうちら言っていないですよと言ったら、染の人は、勘弁してください、間違いでしたと。私はそういうことを聞いています。町長、もう一度お願いします、そういう私に対して染の地区はそういうふうに言っています。どうぞ。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、街路灯については、子供に特に関しましてはスピードを持ってやらせていただいております。今回もつける予定でございましたが、水利組合の役員の方々と協議をいたしましたら、電線を張られることで、稲穂に鳥のふんの被害等が想定されるということで、関係者の了承が得られなかったんです。それで私は、じゃ電線を張らない方法は何かないのかということで、今、担当職員に検討させております。何らかの形で子供たちのために、私はやりたいと思っております。ただ、今やろうと思ったら、今回は水利組合の方々、3名だと思いましたがね、了承が得られないんです。

なお、この件に関しては、担当課より説明させていただきます。私はスピードを持ってやるつもりでありますから。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 染地内の防犯灯の設置の件でございますが、町長答弁にありましたように、確かに私のほうで染の区長さん、水利組合長さんと話をさせていただきました。答弁があったように、議員さんが聞いている内容とはちょっと違って、電線が張られることによって鳥が集まって稲穂を食い散らすということ、そういうことで、複数の方が賛成はできないよということで、改めて、そういう部分もあったんでしょう

けれどもお願いできませんかといったことを、という協議させていただきました。そしたらやっぱり、過去の経緯を踏まえればそれは無理だということをお伺いしましたので、電線を張った防犯灯はできないということで、水利組合の方と、役員の方と確認をしましたので、これについては、正直に申し上げまして、議会の中でもこういった中学生の通学路ということで、安全・安心を確保したいんだと、町のほうとしてもぜひともやりたいんだということをお話ししたんですけども、前の経緯を踏まえればそれは了承できる状況にはないということで、お話、回答を得ましたので、そのような対応になっております。

そういった中においても、線を張った状態の防犯灯ではなくて、違う方法があるんじゃないかということで、埋設、線を道路に埋めて埋設での方法も、じゃあるだろうということで、関係する工事業者と相談をさせてもらいました。そうすると、メートル1万円程度はかかるということですので、距離も七、八百メートルあれば相当な費用がかかってしまうということで、埋設もこれも非常に費用の面でも適切ではないのかなということで、方法とすれば、LEDによる防犯灯ということで、そのLEDによる防犯灯も今現在市販されたものがありますので、そういったものを一応検証しまして、電線を張ることによっての鳥獣被害であれば、そういうことのないような形での太陽光によるLEDの防犯灯ということも検討の一つかなということで、ただ、その品物がそういった場所に適切かどうかというものも、まだ検証する必要もあるので、物を見てから判断をしたいというふうに思います。そういうことで、適当であろうということであれば、そういうことで再度、地元の方と協議をさせていただきますよという話しはしておりますので、方法をちょっと工夫をした中で対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今どき、電線にスズメが止まって稲穂が食われるなんていう話は、たしか前もこの話聞きました。そして今度、ずっと立っています、その反対している人の田んぼだけ埋設ということにはいかないんですか、逆に言えば。そういうこともあります。そしてまた、総務課長言ったように、LEDの太陽光、これもひとつ、そこだけ太陽光にするとか、あと埋設する、そういう方法です。どっちにしろ、町長が言われたように、子供たちを守るにはどうしてもあそこは必要なんです。自転車で皆さん、里白石から子供ら、今、それクラブ活動もコロナでなかなかできないんですが、これ何にもないときに子供たちはあそこを夜通るんです。冬なんてもう5時半から6時は真っ暗なんです。そういうところ通るんですから。町長、やっぱり我々の宝じゃないですか、子供たち。事故があったら大変なんですから、これはそこら辺を地権さんにもよく話して、今どき、電線でスズメがとまって稲穂食われるなんて話、そんなのしてんなどってください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） どっちにしても、子供たちのために防犯灯は、私はつけなくちゃいけないと思っております。ただ、本来であればつけたかったんですが、いかんせん地権者も駄目だと言えば、やっぱり我々検討しなくちゃなりません。ですから、様々な検討させて、一日も早く防犯灯はつけさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、8番、須藤浩二君、（1）大名大塚背戸谷地線についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 大名大塚背戸谷地線について質問いたします。

今まで幾度となく議会の中で、新しく造られた道路についての一般質問がされてきましたが、今回、2点ほどお伺いいたします。

開通に当たっては、お盆までに開通する、それが開通できないなどとなって、なぜ、いまだに開通にならないのか、お伺いします。

2点目、旧118号線の交差点はどのようになるのか、停止線の位置ですね、役場側。現在は役場側から行った車両が一旦停止をして交差点に入るという方法になっておりますが、それがどのようになるのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、本線部分の工事はおおむね終了しておりますが、国道118号線の右折車線工事を現在実施しております。交通規制等もかけられないことから、まだ開通をさせることはできません。右折車線の工事完了後に開通することとなります。

2点目につきましては、広報紙にも掲載したとおり、旧国道118号側に停止線及び止まれの標識を設置することとなります。現在の交通規制と異なるため、注意喚起のための道路ペイントや立て看板等を設置するなど、様々な施策を講じ、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 開通にならないのは、バイパスの右折レーンがまだ完成していないということですが、それに対しては、いつ頃完成して、最終的に町としてはいつを開通のめどとしているのか、お伺いいたします。

2点目の、停止線が変わってしまうと、町民の方がすごく驚いております。というのは、前例があるんです。町長も分かると思うんですが、日本精工の前を通過して白河に向かって行ったところ、お店屋さんがある十字路、あそこが、一旦停止が、ある日突然変わったんです。前までは、日本精工側から行ったところが優先で通って、旧道が一旦停止だったんです。それがあの日、真逆になってしまった。非常に危ないなと思ったならば、やはり大事故が起きてしまった。大事故が起きていろいろなペイントをしたり、何だりしたということがあります。私はそれを前に知っていたものですから、なぜ今までと真逆な交通規制をかけるのか、町としては、それを県

の公安委員会と相談をしたのか、まず、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いつ頃開通するのか、これ回覧板で恐らく10月1日になっていると思います。よほどのことがない限り、10月1日でいきたいと思っております。

2点目です、停止線が変わるということで、大変事故が起こる可能性が間違いなくあると思います。8番議員が言っているとおり、各方部でも事故が起きているのは、私も重々知っております。それで、今、県と事故が起きないよう様々な検討をしております。

なお、信号をつけるとかいろいろ来ておりますが、その点を担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 大名大塚背戸谷地線の通行規制が変わるということに対しましては、今まで長年通行ができた直進の旧国道について停止をかけるということは、やっぱり危険な状態というのは、多少は想像されてはいます。交通の止まれの標識の優先の関係でございますが、基本的には国県道であれば国道が優先、県道と町道であれば県道が優先、現在工事を行っている大名大塚背戸谷地線につきましては、1級町道でございます。交差する旧118号線、大名大塚簗輪線につきましてはその他町道ということで、今後の118号線からのアクセスの問題も含めて、1級町道のほうが交通量が多いだろうということで、警察のほうとも協議をしながら、今の交通規制ということで118号線を止めるというふうな交通規制になったという経過でございます。今まで長年来、直進で通り抜けていた道路でございますので、気を抜いた瞬間にもう止まれの標識を通り越してしまうというなんていうことも、考えられなくはないということで、いろんな形で交通規制と併せて、町長答弁のとおり道路ペイントを行ったり、事前に注意看板を設置したり、夜間であれば視覚的な点滅する光の誘導とかも含めて、いろんな形で事故防止が図られるような検討を、今、させていただいておりますので、警察のほうといたしましても、通行規制が変る段階で、何日かはこちらに来て交通誘導等もさせていただけるというふうな形も伺っておりますので、そういういろんな対策を講じながら交通事故防止には努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 確認なんです、それはもう、公安とか石川警察署と町が協議をした結果だということではよろしいのでしょうか。それを再度確認いたします。

私といたしましては、現在の福島県の公安ないし警察は、浅川町から上がった要望は何一つ、一切受け付けてもらっていないというのが現状だと思います。それは、11番議員の副議長の水野さんも、何回もバイパスの信号の問題をやっていますけれども、全然がちが明かない。私が一般質問した、町内の信号機のせめて塗装を町で自費でやらせてくれということに関しても、誠意を持った回答もない。何か、言葉は悪いですけどもばかにしているのかなという気しかありません。ですから、もしこのままこの交通規制を通すのであれば、私は12月議会に議員発議として県知事、あと県の公安委員会宛てに意見書を提出したいと思っております。あまりにも町の意見を無視した行為を、交通規制は、私は断じてやってはならないと。今まで、通年どおりの交通規制を優先するのが事故防止ではないかと思っております。

以上、町長、答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町は、様々な陳情をお願いしております。もしも、そういう県のほうに出していただければ、大いに出していただきたいと思います。というのは、町全体で、いかに交通安全、子供たちのため、住民のためにやっているんだということを見せればいいかなと思っておりますが、ただ、町としても先頭になって、いろんな面で県のほうには交通安全に関してはやっていきたいと思います。当然、担当課もそのようにやっているとっております。

塗装の件も、これはお話をさせておりますが、これは信号機の塗装は、当然、見てのとおり浅川町だけではありません、日本全国がかなり古くなっているみたいです。

そういうことで、私も県とかしょっちゅう行っておりますので、様々な面でお話はさせていただきたいと思っております。

なお、担当課からも一言いただきたいと思っておりますので、ぜひ、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今ほど出ました信号機に対する要望、また塗装関係、そういった公安委員会については、昨年度、文書をもって、従来はありませんでしたけれども、文書をもって要望書ということ、昨年提出をしております。その中で、県の公安委員会についても、全県的な取扱いで予算的な配分が非常に厳しいということで、ただ、そういった中においても優先するものは実施したいということで、対応していただいているという状況でございます。昨年度要望したもので実施されたものといいますと、里白石駅に向かった交差点、あの箇所に停止線と標識をつけてほしいということで、昨年度要望したものが、今年度実施をされました。そういった安全対策を優先するものについては、県の公安委員会でも十分承知しておりますし、対応していただけるという状況でございます。ただ、維持管理に関する件、塗装とか景観、そういったものも当然実施すべきという認識ではいるんですが、非常に道路、県内的な道路網の整備において信号機の設置個数が非常に多いということで、なかなかそこまでは手が回っていないというのも実情であり、一定程度は了承をいただきたいということで回答を得ております。ただ、壊れているものとか、そういった修理が必要なもの、そういったものは率先して、それはやりますということですので、その辺の状況によつての対応で県の公安委員会でも対応しているということですので、ご理解いただきたいということは説明を受けておりますので、そういった状況になっております。

以上です。

〔「議長、答弁漏れ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 端的に、この案件は、先ほども聞いたんですが、警察、公安と町が協議した最終結果だということよろしいのか。あと、私が言っている塗装の件は、県ではやらないというのはもう前に答弁いただいでいて、そのときも浅川町が自費を出すからやる許可をくれという内容で、あのときも一般質問でやったんですけれども、その辺ちょっと認識、もう一度変えていただきたいなど。

1件目のだけで、端的に。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） どちら側の規制をかけるかという問題につきましては、町道の内部の問題でございますので、町のほうの判断として1級町道を優先させるということで、多分、町のほうの、私、当時担当ではございませんでしたが、そういう形で、町のほうとして公安委員会にこちら側を優先するというので、1級町道を優先するというので申請して協議の結果ということになったのかなというふうには思います。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、6番、渡辺幸雄君、（1）元気あさかわ夢工房運営についての質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 私のほうから、元気あさかわ夢工房運営について、3点ほど伺います。

元気あさかわ夢工房は、本来、地域の6次化産業の育成が含まれているが、現在、商品開発への取組はどうなっているのか。

2点目です。元気あさかわ夢工房は、年間、加工製造販売運営補助金として590万円が拠出されています。補助金ありきでなく、今後、いかにして継続していくか、真剣に検討する段階に入っていると思うのですが、考えを伺いたい。

3点目です。町、JA夢みなみ、商工会の3理事は同等の役職についている。昨年度は何回ぐらい協議を行ったのか伺いたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、現在、ある団体より加工場を使用したいとの旨を伺っております。この団体は、加工品や販売ルートの青写真も既にできているとのこと。使用についての調整が済めば、ぜひ使用していただき、商品開発に取り組んでいただきたいと思います。

2点目については、夢工房には3つの事業がございます。直売所については、当初より営業しておりますが、常連のお客さんもおり、毎日20人以上の来客がございます。移動販売については、今年度より本格的に稼働し、徐々に利用者も増えているところ。加工場については、さきのとおり、今後の使用が見込まれております。これで3つの事業が全て動き出しますので、今後は、より収益を上げて少しでも補助金の額を減らすよう、効率的に事業を展開していきたいと考えております。

3点目については、昨年度は、理事3名がそろって協議したのは総会の1回だけとなりますが、事務レベルでは事あるごとに、その都度協議をしており、昨年度は10回程度の打合せや協議をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 今の事務レベルでの話合いというのは、誰と話合いをしているんですか。その点、1点。あと、一般社団法人を名のっていますよね、今現在。ただ、収益目的というのは駄目けれども、運営に関

わる収益、その部分は出さなきゃならないというのが一般社団法人の与えられた仕事じゃないですか。ただ単に補助金だけということでは運営するということは、あってはならないことだと思います。この点について伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 事務レベルは誰とお話しているかは、担当課より答弁させていただきます。

それで、収益を出す、これは当然のことです。今、移動販売とか様々なものに力を入れております。今、移動販売がかなり金額が上がっているのはご存じだと思っております。そしてまた、来客も徐々にお客さんが増えておりますので、今年度、来年度にはさらに収益が上がると思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

事務レベルの打合せ協議ですが、主に商工会と町、あと、もちろん夢工房も入って、昨年ですと人員が少ないということで、人員を増やすとか、移動販売をどういう形で行っていくかと、そこら辺の協議等をしておりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 何か、話を聞くと事務的なレベルでの段階でも話合いはしていないということですよ、はっきり言うと。そして、今現在、移動販売をやっているんですけども、ただ単に収益という計算、今現在、成り立たないという状態じゃないですか。仕入れの段階とか、そういう部分というのははっきり、実際ほかの大手スーパーから仕入れてきて、そのやつをただ販売しているというだけのことで、収益性とは、それはどこから出てくるんですか。その点、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 移動販売は確かに、町で独自であまり作っているものはありませんから、当然、安いところで買いに行き、それを多少上乗せして販売しているのは事実です。これは間違いありません。それで利益はそんなに極端に上がっていないのはこれも間違いありませんが、利用者が増えているのは確かであります。それで、これは弱者救済のためですから、始まったのは弱者救済のためですから、いかに移動販売して高齢者のところに販売するのが、私は今の仕事だと思っておりますので、これは弱者救済で始まっていますから、ですから、私は今後も、今年度は続けていきたいと思っております。

そして、事務レベルでも商工会でも様々なお話をさせて一生懸命やっているのは、お話を聞いておりますし、私も現地を確認しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）滝ノ台ニュータウンの地域住民との話合いに進展があったのかの質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 滝ノ台ニュータウンの地域住民との話合いに進展はあったのか。2番議員のほうからも一応、滝ノ台のニュータウンの販売について質問がありました。3点ほど伺います。

地区住民との話合いは、古い話は抜きにして、今年の3月から何回開催し、地区住民からどのような要望が出されているのか、具体的に説明願いたい。

2点目、販売促進に向けて、新しい取組などは展開しているのか。旧態依然という形のままで売るといことはもう無理ということですので、一応、その部分を話してもらいたいと思います。

あと3点目、定住・移住の住宅が1軒空き家になっています。入居者は決まっているのか。今後、定住・移住の住宅を新築するとしても、入居条件等検討する課題はないのか。

3つの点について伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、地域住民との座談会を開催し、話合いの機会を持つことを計画しておりましたが、新型コロナウイルス対策により、現在まで実施はされておられません。

2点目につきましても、具体的な取組までには至っておりませんが、2番議員にお答えしたとおり、利活用も含めて様々な施策を検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、9月4日に新しい方が入居されております。住宅等の建設における入居条件の件につきましては、まだ具体的にどのような住宅を建築するのか方針は定まっておられませんので、今後、建築する住宅の目的に応じて検討したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） じゃ、これ滝ノ台、バブル崩壊期の末期、これ負の遺産にするわけにはいかないですよ。町としては何でかで販売しなきゃならない、その方針自体がまるっきり、今のところないのでしょうか。だから地域の人の話合いもしないと。コロナとかと書いていますけれども、喫緊の問題でしょう、これ。一人一人歩くとか、そのぐらいのことまでやらないと、販売するということはできないですよ。その辺伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、町として販売しなければならないのは重々承知しております。私は、昨年までは様々な営業をさせていただいておりますが、またコロナの問題になりますが、私もコロナ、コロナとは言いたくありません。ですが、座談会を行うことは本当に今年はやっております。私は、昨年からは座談会は町民全部と、全員の方々と座談会をするという町民との約束もありますが、いまだに行っていないのが事実でございます。ですが、私は土曜日、日曜日、あるいは夕方、今、1年以上散歩しております。いろんな方々と、もう既に1,200人の方々とお話をさせていただいております。当然、土、日はバイクにおいて田んぼとか畑に行っているのは皆さんご存じだと思います。そういうコロナ関係で1対1、あるいは1対2でお話ししておるのは間違いございません。必ず前進します。それで、この販売は担当課ともう一度どういう方向がよいか、今、検討しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） あと、3点目で言った定住・移住の住宅に関してですけども、今現在、町内でも建て

売りで2,000万という時代になっています。これ、仮に住宅を借りて15年間払ったとすれば、ある程度、住宅の購入費に充てるような方法のほうが、かえって安く上がると言ったのではあれですけども、将来的にはそういう考えの人のほうが多くなってきています。ただ単に、入居者募集とかそういうのだけじゃなくて、やっぱりその辺を考慮しながら、今後、定住・移住の部分も一応考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 6番議員が言っているとおり、今までどおりの販売では売ることがなかなか難しいと思っております。それで、2番議員にもお話したとおり、今、建売は2,000万円を切っているんです。そうするとニュータウンはかなり厳しい条件になるかなとは思っております。それで、定住住宅も、今、様々に検討しております。補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 議員さんご質問のとおり、建売で2,000万というふうな話も伺ってはおります。定住促進住宅につきましても、2番議員にお答えしたとおり、ほかのいろいろな施策と合わせて、まち・ひと・しごとの中、創生事業の中で取り組むということで、いろんな形でちょっと検討させていただければなどというふうに思っています。今回、定住・移住促進住宅に入居される方につきましても、町外から入居、白河市から子供さん2名を連れて入居していただくということで、大変よかったかなと思っています。今後、定住・移住促進住宅だけではなく、様々な施策について検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（1）浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（第1期から第2期）の質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 冒頭に申し上げますが、今回の質問については、同様通告にて第2回6月の定例会で質問させていただきました。いかなる理由か、若干理解に苦しむところがあるんですが、趣旨が伝わらず質問を断念した経緯がございます。それで、議長より次回もう一度質問してはいかがかというご提案もありましたので、再度、質問させていただくことといたしました。前回の質問と若干だぶるところもあるんですが、我々貴重な貴重な時間をいただいて質問をしていますので、同じ内容で質問することに若干の戸惑いもあるんですが、大事なことです。ゆっくりと質問させていただきますので、ぜひ明快な回答をお願いしたいというふうに思います。ただし、実績等、KPIも含めて、実績等は配付資料をご覧くださいと前回の定例会でもありましたので、今回は策定プロセスのほう、こちらを中心に質問いたします。

これは、いろんな説明が動機づけ、なぜこういうような質問をしているかという動機づけが一番重要なことで、それが受ける側と質問する側との認識が一致しないと、かみ合わない議論になってしまいますので、ぜひとも、その動機づけの部分もお話しさせていただきますので、ちょっと長めになるかもしれませんが、お許しいただきたいというふうに思っています。

平成28年3月、浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略第5次振興計画を基に作成されました。国が平成26年11月28日に策定されたまち・ひと・しごと創生法第10条に基づく、効果的な人口減少を強力に推進していくために策定したと承知しています。浅川町には3つの基本理念があります。「今がラストチャンス」、これは大前提ですが、位置づけて取り組んだ戦略です。ただ単に器をつくるのではなく、町の切実な思いを戦略に乗せて、中身のあるプロセスと将来ある結論を導くための総合戦略というふうに心得ています。平成31年度、いわゆる令和元年度をもって第1期が終了いたしました。策定までのプロセスを含めて目標の達成度はどのようなものだったか、どのような評価だったかということです。前回は成果目標、実績値、あるいはKPIについて質問しましたが、結果もちろん重要ですが、策定プロセス及び基準値の設定、検証、こちらのほうが最重要というふうに位置づけていますので、概要を含め質問させていただきます。

町の事業が、中でも特に重要である、ある程度予算立てで行っている事業ですから、単に形だけで終わらせないための質問と捉えていただきたいと思います。基本目標の「安定した仕事を確保する」、それから「新しいひとの流れを生み出す」「だれもが安心して元気に暮らせる環境を実現する」「地域が輝く魅力的なまちをつくる」という基本目標の総合的達成度はいかがだったでしょうか。前回の議会の定例会でも質問させていただきました。いわゆるPDCA計画、実行、評価、それから改善、いわゆるPDCAサイクルが機能したかということなんですが、仮説を立てて仮説に基づき実行する、検証して再度仮説を立てる、これが循環構造のPDCAです。これが基本です。これがなされないんでは、何を策定してもそれは実のある策定にはならないということを、まずご承知願いたいというふうに思っています。

ちなみに、8月の新聞紙上で、棚倉町の棚倉町まち・ひと・しごと創生総合戦略の戦略推進協議会の会長、副会長が選任されたという新聞紙上で報告がありました。これは棚倉町ですけれども、毎年6月に会議を開催して、進捗状況、それからKPIの把握、検証が行われ、最終年の、いわゆる5年目の11月には2回ほど行って、第2期を戦略するための検証、評価を行ったというふうに報じられています。

それで、前置きが長くなりましたけれども、1点目伺います。第1期、第2期の総合戦略策定メンバー及び有識者会議等、これは先ほど来から他議員からいろいろな場面で有識者会議という言葉が出てくると思います。有識者会議はどのようなあれになっているかというのは、既にご存じだと思いますので、その辺も踏まえて、有識者会議等の外部の意見を参考にして策定したかを伺います。これ1点目です。

2点目に、第1期総合戦略を策定、発表するまでのプロセスを時系列的に伺います。

3点目に、5年間、PDCAは回りましたかということなんですが、チェックはどのようなタイミングで行いましたか。総合戦略で一番重要な項目で、計画期間内でもPDCAによっては、戦略そのものの改編をしなければならぬと、改定もあり得るということも踏まえて伺います。

4点目に、令和2年3月31日に発表されました第2期総合戦略は、第1期総合戦略のどのような検証、反省の上に立って、基準値の設定及び策定をしたか。また、それが発表までつなげていったかということをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

おただしの件については、総合戦略における策定プロセスの経過概要等ですので、担当課長より説明させて

いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、私のほうより説明を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、第1期の総合戦略策定時でございますが、創生本部会議を3回開催いたしました。また、総合戦略の専門部会、有識者会議というような位置づけにしております。これについても3回ほど開催しております。また、これらとは別に職員による意見交換会、これを6回開催し、職員目線の意見も取り入れまして、策定をしたものでございます。また、創生本部のメンバーにつきましては、町長を本部長としまして、12名の管理職で構成をしております。

第2期の総合戦略策定に当たりましては、第1期の達成状況について、各課よりヒアリングを実施し、点検と評価を行いました。併せてK P Iの点検についても実施しております。これらを踏まえまして、総合戦略専門部会の意見を基に、創生本部会議で策定したものでございます。

2点目につきましては、第1期の総合戦略策定におきまして、平成27年7月にアンケート調査を実施し、同年9月に第1回目の創生本部会議を開催いたしました。翌月の10月には、総合戦略の専門部会を開催しております。また、翌月の11月から12月にかけては、今ほど申し上げました職員による意見交換会、これを6回開催しております。これらを受けまして、同年12月に第2回の創生本部会議を開催しております。翌月には、第2回の総合戦略専門部会を開催し、翌年の1月には、K P Iの設定作業を実施いたしました。これらの作業終了後の2月に第3回総合戦略専門部会議を開催し、同じく2月に第3回創生本部会議で最終的に決定したものでございます。翌月の3月には、これらの総合戦略を議会に提出しまして、同じ3月に町ホームページに公表した次第でございます。

3点目につきましては、第1期の期間中における5年間のP D C Aサイクルは、重要業績評価指標の効果を検証しまして、改善を図るものであったことから、第1期の最終年度であります令和元年度に実施しております。これらのチェックは、達成状況調査の結果としまして、3部構成で取りまとめをしております。

1つ目については、調査の概要でございます。2つ目については、評価の取りまとめということで、前回の議会で配布したものでございます。また、3つ目については、施策ごとの達成状況、達成度、課題等について整理をしております。

以上、P D C Aサイクルのそういった3部構成で、達成状況については、調査結果としてまとめている状況でございます。

4点目につきましては、3点目で申し上げましたK P Iの結果及び総合戦略策定のための達成状況調査結果を基に、第2期のK P Iにおける目標値の設定をいたしております。

また、4つの基本目標について、検討し、第2期の総合戦略を策定いたしました。その中において、第1期の基本目標の1つであります、「だれもが安心して元気に暮らせる環境を実現する」という、4つの目標のうちの1つがございまして、これらについては、昨年の浸水被害を教訓に、安全という文字が、言葉がなかったということで、「安全」を追加した表現にしております。

また、「元気に暮らせる環境の実現」につきましては、1つ上位の目標としまして、魅力的な暮らしをつくるというふうなことで、見直しをし、表現を変更した次第でございます。結果として、第2期総合戦略の基本

目標とする、4つの基本目標のうち1件については、件名を「安全・安心で魅力的な暮らしをつくる」というふうな表現に見直しをしたものでございます。

また、K P I の点検項目については、72項目を点検してございます。点検表につきましては、280項目について検討し、第2期総合戦略の策定に結びつけたものでございます。このような経過をもちまして、第2期の総合戦略を策定した次第でございます。また、後期の総合戦略については、本年の3月議会に提示をしまして、併せて3月に公表しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 結論から言いますと、策定委託先というの丸投げになっていないかというのが一番の心配な点、それはないというふうには思いますが、いろんな今る説明がありまして、その中でも結構、専門部会だとかいろんな形の中で、それから役所内にもそういったプロジェクトチームまでなっているかどうかというのはちょっとあれですけども、その辺までやっているというふうに承知しました。

それで、人口減少どのように食い止めるか、逆に言えば増加させるかというのは、土台をしっかりつくることが不可欠だというふうに思っています。この責任は我々議会もそうなんですけれども、役場の職員の方々も、それから町民一人一人もその責任があるわけで、それによって人口増加が現実のものになっていくんだというふうに思っています。実績と検証するには、策定時もそうですが、先ほど来ちょっと話しました第三者会議、これがはっきりと機能する有識者会議でなければ駄目ですよということです。では、その専門部会が、先ほどの答弁でもありましたように存在するんだということでご回答いただいたのですが、その専門部会がどのようなメンバーで、どのようになっているのかです。こういったものというのは、外から見なきゃ駄目なんです、基本的には。中にいたんでは絶対に気がつかない、その辺のところをやるやっっていくのが、こういったものを策定する上では非常に大事なところなんです。それを内々の中で策定したり、いろんなことを考えたりすれば、存在そのものが、いわゆる負担となってくるような形になってしまうんじゃないかなというふうに思っています。

それで先ほどありましたように、検証、その他を第5期目に行ったというふうにご回答ありましたけれども、P D C A それ回っていないですよ、それでは。チェックを最終年にやってもこれは意味も何にもないんで、ただそれを、結果を導き出すための作業をしたということだと思います。Pはもう既に終わっていますから、D、C、A、このCのチェックとアクション、いわゆる改善が最も重要なところで、それは年ごとに、5年なら5年の中の1年ごとでやるのか、半年後でやるのか、それは別としましても、そういったものが必要ですよといったことを、まず一番に言いたいと思います。

それで、特に、棚倉町なんかの例も先ほど出させていただきました。それから西郷村もいろんな出ています。国では、これも前回の定例会でもお話したんですが、第三者会議、有識者会議を、産官学金労言士、いわゆる士というのは司法書士さんだったり、弁護士さんだったり、そういった方も踏まえて、入れて、その部会をつくるんだということだと思います。それで、棚倉町もそれを実行しています。産官学金労言、言ですからこれは新聞社等です、あれも含めて入れて検討されています。私は思うには、やっぱり最後には住、いわゆる住民ですね、住民ファーストであれば住を入れるということが大事なのかなというふうに思っています。

それから、先ほど言いました事業計画については、毎年の事業検証が必要ですよということ。先ほど出ました西郷なんかだと17名のメンバーがいます。これは福島大学から、いろんな部分から出ています。そういった形の中で、西郷ではどうすれば時代の波に遅れないでやっていけるんだと、そのための策定プロセスですから、そういったものも踏まえて検討されているということだと思います。事業評価、検証する、それから策定する場合において、役所内でしっかりとしたプロジェクトチームとともに、それぞれの有識者会議を参集すべきだと私は思うんですが、再度伺います。

それから、当初、第1期から第2期の流れの中で工程表、こちらのほうは作成されていたのでしょうか。例えば先ほど言いましたように、毎年何月にやるだとか、最終年はこうやって最後の第2期につなげるだとか、そういったスケジュール、こういったものが立てられていたかということをお伺いしたいんですけども、というのも、町民への意識調査、これが令和2年8月に実施されたと聞き及びます。これは行いましたよね。それから令和元年の10月においてもアンケートをやったということなんですが、その結果が、第2期の策定後の8月、アンケートされたということは、どのように第2期に生かされているのか、ちょっと私、このところが意味が分かりませんので、アンケート調査を8月に行って、第2期の策定が終わったにもかかわらずアンケート調査を行った。この意味合いですね、これが第2期につながるのか、つながらないのか、これらも含めてちょっとお伺いしたいと。いわゆる工程表も作られたかも含めてお伺いします。

それから、もう一つ、これは第1期と、多分、先ほど第1期の策定プロセス聞きましたので、第2期については、その順に倣えだと思いますので、そちらは結構です。

この2点だけお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、全体的な工程表はあるのかということで、具体的な工程表については作成していないのが状況でございます。ただ、今、いろいろお話ありましたように、専門部会の委員のメンバーとか、町内においては町内の役職をされている振興会の審議会委員の方をお願いしているのが実情でございます。今、事例として、棚倉町、西郷村さんでいろんな町外のそういった方を入れるべきだということもございますので、それらについては、十分、今後も引き続き第2期の総合戦略がありますので、PDCAサイクルの在り方について、再度検討したいというふうに考えたいと思います。

また、今話された内容については、地方版総合戦略策定のための手引書、これらに基づいて、こういったPDCAサイクルについても、この趣旨を手引書に基づき、本来対応すべき内容を対応しなくちゃならないというふうに認識しておりますので、改めてこれらの国から示されている手引書に基づきまして、今後の対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 最後の質問のアンケートの、これがどうなったのかないんで、再度お伺いしますがけれども、今、話出ましたように国のほうでも改定版を策定しました。第1期の成果と課題を明確にしているということで、改定版が出ています。特に、当初より課題としては、東京区への一極集中、こちらの問題については歯止めがかかっていないのだというふうな結論づけをしています。これは地方の活性化もとんと進んでいない

ということの裏返しだと思うんですけども、いわゆる負のスパイラルといいますか、そちらのほうに入っている状況であるというの、国の見解としてはあるわけです。ですから、同時に人口が自然体で増加するということはもう考えられませんので、より一層、対策と同時に、今度、今回のあれにも出ているんですけども、第5期科学技術基本計画という中に、Society5.0及び地方、前回私も質問させていただきましたけれども、地方創生のSDGsの実現ということが網羅されています。これは、この第2期総合戦略の6ページにもその旨が書かれてあります。当然これは国からのあれですから、国、県と来て町に来ますから、当然その項目は入っています。特に、国はSociety5.0にすごい力を入れているというふうにも聞き及びます。モデル事業の支援も含めて、今後の支援もやるんだというふうに国のほうでは言っています。これも、総合戦略そのものがそういった事業に沿って動いていかないと、大量の中に埋もれるというふうなことを、私非常に危惧しています、国の総合戦略を健康化検証している市町村、そちらが全国で97.4%に達するんだということと、そのうちの8割強が外部有識者をちゃんと参集しているんだということも併せて、結果としてこの間報告されました。それも踏まえて、住民ワーキンググループとかも参集して、そういったものを策定していくんだということも位置づけられています。

先ほど出ました、アンケート部分が、これ質問の1つなんですけど、最後の質問とさせていただきたいんですけども、先ほど、第2期の総合戦略の概要に、策定プロセスについては第1期と同じですからいいですよと話していたんですけど、第2期の総合戦略を拝見しますと、町民アンケートの部分が一切載っていません。これはなぜなのか伺いたいと思います。

それから、成果目標の中に、「今後も町に住み続けたいと思っている町民の割合」という目標名が、第2期では、「将来的に町から引っ越すと考えている町民の割合」というふうになっています。これはなぜなのかという、なぜ逆の言い回しになったのか。なおかつ、基準値が27.9%と表示されています。この数字はどこから持ってきたのか。これをお伺いしたいという、これが最後の質問になります。

町の活性化、人口増加、最重要課題であるんですけど、今年も国勢調査も行われます。究極の結果が明らかになるかと思いますが、日頃の小さな努力が体質強化につながるといいますので、ぜひとも、いわゆる器だけつくって中身のない、そういったものにしないために、ある程度の予算立てで行うわけですから、ぜひとも真剣にやっていると思うんですけども真剣に、一項目、一項目クリアしていただきたいなというふうに思いますので、その2点をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、アンケート調査の結果について、どのように生かされたのかということでございます。アンケートについては、町の振興計画の中の位置づけでアンケートしたものでございまして、全く町の基本計画を受けての総合戦略でありますので、そのアンケートについては、これらの総合戦略策定のために状況調査結果をまとめていますので、関連をした中において、この中でアンケート調査については生かしたというふうなことで説明をしたいと思ひます。

また、今ほど具体的にありました、第1期と第2期における文言の違いについて、全く逆の目標値になっているということでございますので、これについてはちょっと手元にちょっと、私、明確に回答できませんので、後ほど回答したいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 災害発生時、先ほども新型コロナウイルスに対する対応については、質問等々もあったと思うんですが、私は、災害発生時、ですから前回の台風19号のような災害が発生したときの、いわゆるそのときのコロナウイルスの感染症に対する対応ということでお聞きしたいというふうに思っています。

現下の新型コロナウイルス感染症の状況を見れば、秋から冬に向けても、今が第2波と言われるのであれば、第3波が来るんだろうというふうに懸念されています。なおかつ、2020年の台風傾向、今週も9号、10号と九州地方を襲いました。もう既に大変な被害に遭っていると思うんですが、ラニーニャ現象といいまして、特に今回は7月、8月は少なめ、9月もピークとなっているんですが、若干後ろにきているんだと思います。例年並みに発生すると言われていまして、台風19号は先ほど言いましたように、福島県はおろか浅川町も甚大な被害を受けたというふうに認識しています。水害等による避難情報発令対象区域から住民がいち早く避難所に避難することが重要となってまいります。ただし、今年度につきましては、先ほども言いましたように、単に避難すれば難を避けられる、安全が確保されるという従来の状況とは一変しています。新しい脅威、コロナウイルス感染症が二重の苦境が現実としてあります。コロナウイルス感染拡大防止に合わせて災害時の避難所開設にはそれなりの準備が必要かと思えます。町としまして、避難所の増設など、ハザードマップの更新などなされたことは承知しています。

また、補正にて対応等の説明を受けたところですが、再度確認となる点もありますが、同じことも質問させていただくようになるかもしれませんが、3点ほど伺います。

1点目、前回、前々回に質問しておりました、防災計画の、これも確認の意味で防災計画の最重要組織である防災会議開催は実施されたのか。また、最新の防災会議のメンバーはアップされているのかどうかを伺います。

2点目、避難所開設時の動線の分け方、動くあれですね、動線の分け方、それからゾーニングを適切に行い清掃や消毒等のマニュアルは作成済みか伺います。

3点目に、避難所における衛生環境対策として、通常の備蓄品以外に想定・確保している物資があるかどうか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、本年度防災会議を年明けの2月に予定しております。浅川町地域防災計画書における防災会議の委員につきましては、会長を含め23名の委員による構成であります。現在の浅川町防災会議設置条例につきましては、条文を精査しており、浅川町災害対策本部条例と整合を図りたいため、条例の一部改正をする予定であります。詳細については、担当課長より説明させていただきます。

2点目につきましては、避難所開設に当たり、感染症対策を踏まえたレイアウト及び受付から施設内の避難

場所の動線につきましても配置図を作成しております。感染防止対策として、4月23日開催の対策本部会議資料で、職員向けの消毒の方法についてマニュアルを作成しておりますので、こちらに準じて消毒等を行います。

3点目につきましては、国の臨時交付金を活用し、準備を進めております。具体的に密を避けるための避難所用テント、エアーマット、簡易ベッド、防護服セットは配備済みであります。順次、暑さ対策として大型冷風機、寒さ対策として赤外線ヒーター等を配置する予定であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目につきまして、説明を申し上げたいと思います。本年度予定する防災会議につきましては、現在、防災計画書の見直し作業等々を進めておまして、法律に基づく改正等について中身を精査している状況でございます。これらの防災会議の前に、浅川町防災会議設置条例、これの一部改正を図る予定をしております。その後、防災会議の開催をする予定でございます。具体的には防災会議設置条例におきまして、会長に事故がある場合、あらかじめその指定する委員がその職務を代理すると明文化されておりますが、条例においては委員の組織で町長の位置づけはされていないという内容にもなっております。また、町の災害対策本部条例におきましては、本部規定において副本部長は副町長をもって当てると明記されており、防災会議条例との整合が図られていないという状況ですので、整合が図られるよう改正をした後に防災会議をしたいというふうに考えております。

また、おただしの防災会議の委員名簿についても、現在、23名に不足する防災関係機関があることを承知しておまして、これらを精査し防災会議委員に含めることを予定しております。具体的には、指定行政機関において、国土交通省関係の郡山国道事務所、また、福島气象台等が入ってございませんので、こういった関係機関についても防災会議の構成メンバーにしたいというふうに考えております。また、指定公共機関においても災害協定を締結しております浅川郵便局についても含まれておりませんので、そういった防災会議と対策本部の内容を精査をしまして、一部改正をした上により、防災会議を年明け2月には開催したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 防災会議が来年2月に行われる、それから条例の改定を行うということで、今答弁いただきました。防災会議が先なのか、条例の改定が先なのかというところは議論があらうかと思えます。特に防災会議については、昨年の12月、それから今年の3月と、あらゆる場面で防災会議のことが他議員からも出ています。まず、スタートは防災会議だというふうに私は認識していますので、なぜ実施しないんだということが非常に不思議ではあったんですが、今、2点目、今回もう一度質問しようと思ったんですが、いつやるんですかということを確認いたしたいと思います。町長からは、12月と3月のときも、必ず開催しますというふうに確認いただきましたので、それがいつになるのかということがちょっと心配だったんですけども、来年の2月だということなので、そちらのほうはあれだと思います。ただ、遅いのではないかとというのが一つあります。どういうことかということ、もう既に先ほど冒頭に言いましたように台風シーズンが始まってきています。同じような轍を踏むんじゃないかと。ですから、同じ轍を踏まないがためにも、それがスタートなんです

よという認識がおりなのかどうかということが、まず疑問点としては残りますけれども、その中でも2月に行われるということなので、それはよかったなというふうに思っています。

それから、避難所の開設においては、今の、る説明がありましたけれども、十分なスペースの確保、担保とともに、動線の分け方やゾーニング、いわゆる空間の用途別、これも非常に重要なことだというふうに思っています。検討する段階では、これも多分そういったものの参考にしながら、皆さん方で検討しているんだと思いますけれども、令和2年5月21日付、これはもう既にご存じだと思うんですが、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応参考資料というものが出ています。こちらのほう参考にしながらやっているんだと思うんですが、これは府政防第939号の中でもこの話が出ています。これは内閣府と、それから消防庁とそれから厚生労働省が連名で出しているんですが、第2版として6月10日に1262号の中でも更新されています。当然、町に感染者がいるだとか、町にはいないんだよというんでも避難所の対応も大分違ってくるとは思うんですが、939号についても1262号についても、あくまでも地方自治法245条の中での技術的助言ですから、こちらのことも踏まえて、町として独自の検討をしなきゃならないということは言うまでもないところだと思います。

じゃ、今までの避難所と、どこと、どこと、どこが違うんだよということは、もう既にご承知だと思うんですが、私のほうで考えているというか、そういったものがもろもろの中に出ているのもありますけれども、可能な限りの避難所を増設すると、これがまず第1点だと思います。今回の台風9号、10号でも密になっちゃって入り切らないんだということもテレビのほうで報道されています。ここは100名だと、ここは90名だとかいって、じゃ、次はどこに行くんだったら、違うところを行ってくれと。逆に病院のたらい回しじゃないけれども避難所のたらい回しになっているというようなことも報道されていました。それから、避難所だけでなく可能な場合は友人宅だとか親戚宅にも行きなさいよと、これも今回も報道されていました。

それから、もう一つには、避難所での中における定期的な健康の状態の確認、それから、手洗い、咳エチケットの基本的な対策の徹底、これはもう当然だと思います。避難所の衛生環境の確保、これ先ほど伺った備品、それから十分な換気、それから発熱、せきなど出たための、先ほどゾーニングと言いましたけれども、その専用のスペースの確保、この辺が必要ですよということは、種々あったと思います。当然、避難所開設する場合にも、人数によって区画の広さが違うというか、患者だとか障害を持っている方には専用のスペースを与えるんだということが望ましいですよということは言われています。パーテーション、先ほども何かテント、エアベッドとかありました。パーテーションなんかも使う、もしできるのであれば、飛沫感染ではちょっと高めパーテーション、これはテレビの報道もこの9号、10号の台風のところの避難所を映していましたが、相当数皆さん区画があって、相当空けてやっているということが確認されています。そういったことが必要ですよ。でも完璧にできるわけではないんですが、先ほど備蓄品の話を伺いました。必要なのが、先ほどテントだとかエアベッドだとか大型冷風機だとかヒーターとかという備蓄品があるということでお伺いしたんですが、マスク、消毒液は当然です。それから非接触型の体温計も当然、それからペーパータオル、新聞紙、かっぱ、次亜塩素酸ナトリウム、フェースシールド、蓋つきのごみ箱、それから段ボールベッド、パーテーション、簡易トイレ等々が必要ですよというようなことで、これも内閣府から出ていますんで、その一覧表をぜひとも作っていただいて、これとこれはあるんだよね、これはないんだよねというようなことをもう一度やって

いただければなど。それに対応していただければと思いますが、その辺のところ再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4番議員さんから、ご指摘をいただきありがとうございます。

同じ轍を踏まないように、条例の一部改正や防災会議の実施など、町民の生命・財産を守るために前進をしていきたいと思っております。当然、今後とも、各議員のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。

なお、担当課長より補足説明をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今の避難所対応ということで、大変重要なその避難所の対応は感染防止を含め大事だということで、我々も十分認識しております。今お話しされたように、パーテーションとかそういったベッド関係、これについても、前の議会で補正をいただきましたので、これについては武道館についてはもう30台ほど、設置済みでございます。また、武道館については優先する避難所というふうに位置づけしておりますので、これらのパーテーションについても、先日職員でもって関係する課で一応検証をしてみました。畳を配置してテントを張って、1階部分については通常の避難者を受け入れると。発熱等の疑いのある人については2階のほうに避難していただくというふうなイメージを持って、そのような準備をした次第でございます。

また、避難所については、非常に多くの人が集まった場合については、武道館のみではもう対応できないだろうということで、予定として、中学校の体育館についても避難場所としての対応を図られるよう考えております。その場合に、今、話ありましたように、武道館及び中学校におけるトイレの対応ということで、これについては可能な限り水洗化を図るということで、避難所に対する対応については、消毒等も含め、もろもろやるべきことが課題としてあります。そういったことを踏まえまして、台風シーズンも近くなっていますので、それらを踏まえて避難所対応に抜かりのないように、できるだけの対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 分かりました。冒頭にも言いましたんですが、あらゆることを想定して、町民を守るという観点からも絶対必要というふうに考えていますので、ショートカットをせずに、一個一個、積み上げていただきたいなというふうに思っています。

それから、今、ちょっと中学校云々、それから洋式云々とありましたけれども、水洗ですね。トイレも和式なのか洋式なのかといろんな議論がありまして、当然、洋式のほうがコロナウイルス対策ではいいんだろうというふうに思っていますが、もう一つ問題は、役場なんかもそうですけれども、手を洗うとき蛇口をひねりますね。あれをどうにかせんといかんじゃないですかというのが一つあります。ですから、特に小学校、中学校がどうなっているか、私もちょっとこのところ見に行っていないので、中に入っていないから分かりませんが、そういったところの手洗いとかなんかですね、手を触れなくても自動的に出てくる、そのぐらいの予算づけをして早急にやるということが、これ必要じゃないかなと、これは今回の私の質問とは違いますので、これは参考までにその辺のお話をさせていただいているんですが、ぜひともその辺の対応、特に役場から、役場から始めたらいんじゃないかというふうに私思います。こうひねって、そのひねったところをハンカチで拭く、また同じようにハンカチで拭く、どこにどういうふうになっているかというのが、私も説明のつかないと

ころがありますので、ぜひともそれをお願いしたいというふうに思っていますし、そういう意味でも先ほど言いましたように、そういった防災の対策でも何でもそうなんですけれども、更新に更新を重ねて、何回検討会やってもいいんで、そういった打合せを毎週1回必ずやるんだとかというふうに決めて、いい案を持ち寄って、すごくよくなったよと、そういった問題が起きたときに、町民からよく役場は対応してくれているというようなことが、ぜひともそういった声が出ますように私も心から祈っております。

その第一歩が防災会議だというふうに私は思っていますので、これは回答は結構ですけれども、ぜひとも2月の開催に向けて防災会議のほう、しっかりやっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ここで1時まで、昼食のため休憩とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど午前中、総務課長より答弁漏れがあったため発言を許します。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 先ほど木田議員よりお尋ねあった件について、説明申し上げます。

総合戦略において、第1期の整備計画においては、今後も本町に住み続けたいと思っている町民の割合が、第2期の総合戦略では、将来的に本町から引っ越すと考えている町民の割合ということで、内容が変わったのではないかというご質問に対しての答弁でございます。

これについては、アンケート調査によりまして、従来ですと引っ越す予定はない、分からないが7割程度でありましたので、これについて今後とも本町に住み続けていただきたいということで、目標を掲げておりましたが、そのアンケートの結果によりまして、引っ越す予定である、または予定はないがいずれ引っ越すと思うという割合が約28%程度ございました。であれば、第2期の整備計画においては、このような引っ越す予定の方がいるということで、アンケートでもある程度の内容が把握されていますので、これらの転出者といえますか、そういったいなくなる人、これに対する対策が必要ではないかということで、第1期では住み続けたいという内容でしたけれども、第2期では転出予定者に対する対策を講じるということで、転出を抑制し、人口減少の歯止めをかけるということで、第1期と第2期では中身がこう逆転したような内容になっていますが、第2期の中においては転出される方、そういったことについて何らかの施策を講じて転出者を抑制するという考えに基づきまして、第1期と第2期では内容が変わったということで、今回、総合戦略を策定した次第でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）県観光業支援「特典クーポン」配布についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 新型コロナウイルスの影響はあらゆる業種、それからあらゆる方々に影響が出ていると承知しているんですが、国が、県が、そして、町があらゆる対策を打って感染拡大を防ぎながら経済を回そうということで、必死になっているところでございます。

その一環として、県が行った「特典クーポン券」を7月17日から県内56か所で配布されるとの記事が、令和2年7月16日木曜日ですけれども福島民報に掲載されました。

浅川町に批判的な内容は別としても、どんな小さな話題でも、浅川町という名前を特にこの頃探している自分がいるんですけれども、その中で「特典クーポン券」についてですけれども、県内56市町村で配布されると、100か所で配布されるということです。

目的は観光業の支援であります。宿泊特典クーポンを利用できる各店にとっても、地域経済の活性化につながるイベントというふうな位置づけをしています。

私、令和2年7月16日の新聞記事を見たとき、ちょっと愕然としたところがあるんですけれども、クーポンの配布先は県内56市町村というふうに報道されているんですが、ということは県内59市町村ですから、3か所だけ配布していないところがあるんだよということなんです。それで詳細をじっくり見てみますと、浪江町と大熊町、それから浅川町なんです。直感で、浪江町と大熊町が入っていないのは何となく分かります。理由も分かります。今、あそこは大変なことになっていますので、これらの支援を進めているところではないと、別のところでやらなきゃならないという部分があるので、それは、2か所については分かるんですが、なぜ、浅川町が入っていないのか。これはちょっと理解できないというところがあるので、3点ほど質問させていただきます。

1点目に、県実施の宿泊者特典クーポンの詳細、これ多分役場のほうにも案内がきていますので、それらの詳細をお聞かせください。

それから、2点目に、役場内で特典クーポンの情報が周知されていたか、これを2点目に伺います。

3点目に、例えば周知されていた場合、なぜ配布先の窓口とならなかったか、この理由をお聞かせください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、これは県の実施した事業であり、県内の宿泊施設に宿泊した方に対し、1人1,000円相当の特典クーポンを配布することにより観光地周辺の施設等の誘客を図るものです。

クーポンは、土産物店や体験施設、温泉施設等で利用でき、配布する期間は7月17日から9月30日まで、利用期間は宿泊の終了した日から3日間となっています。

配布窓口については、観光協会等または道の駅、それがない場合には宿泊施設となっています。

2点目については、配布窓口は単にクーポンを配布するだけの業務ではなく、対象となる施設の選定やその施設の調整、またクーポンの換金や精算処理といった業務が発生しますので、役場では窓口になれないとのことでしたので、担当課以外には特に周知しておりません。

3点目については、6月下旬に、県により配布窓口の推薦依頼がございました。その中で、配布窓口は土日

も配布可能な団体であり、候補には観光協会等か道の駅、それがない市町村については宿泊施設でも可となっております。

しかし、本町にはそれらが全てございません。配布窓口の候補になっておらず、土日の配布もできませんが、商工会もお話をしてみました。協議した結果、商工会でも配布窓口になるのは難しいとのことで、県の配布窓口の推薦は挙げておりませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） そうですね、今の答弁なんですけれども、特に宿泊施設だとか、それから道の駅だとかいうに限らず100か所の内容を見ますと、商工会でやっているところもあればいろいろです。多種多様でございます。

私の知っている人でも、それら浅川町で利用している人がいるというふうに聞き及びます。

宿泊して家族で行けば、5人で行けば5,000円になりますし、それをどこで使ってもいいわけです。加盟していれば、そのお土産物屋に限らず。例えば浅川町であれば、町内の食堂だとかそういうところでも利用できるということなので、ただ基本的に、隣町がやっているだとか、大多数の町が行っていること全て右倣えでやってくださいよということではなくて、町の独自性も必要かと思うんですけれども、どんな小さなことでも町民の誰かが恩恵を被って、それで徐々に広がり、町民全体が潤うということがあるのであれば、先ほどのまち・ひと・しごとのおれにも関係すると思うんですが、住みやすい町、それから住んでよかった町、住み続けたい町と簡単には成し遂げられない部分もあろうかと思うんですが、こういったことが一つの潤滑油になっていく場合もあるということで、その先頭に立つのは役場であり、私は町長であるというふうに考えていますし、前例踏襲、いろいろな場面で出てくるんですが、前例踏襲の中に、改善は決してないということを私は考えています。

8月7日開催の、先ほどもちょっと議事に出てきましたけれども、PCR検査云々のところですが。ここも浅川町は関わっていませんよという部分です。それから今の話もそうですけれども、そういったことで町民の方がどういうふうな受け止め方をするかということがあるかと思うんです。

役場の皆さんは、これは釈迦に説法のところもあるんですけれども、地方公務員法の30条に、全体の奉仕者、公共の利益を働き、職務の遂行に当たらなければならないと、これは全力で当たらなければならないというふうになっていますし、35条にはその専念義務もあるというところがございます。

常にアンテナを高くして、どんな小さなことでもいいんで、そういったものに入れ込めるのであれば入っていきましょうということだと思います。

逆に、町民の方に、なぜ浅川町だけ入っていないのということを聞かれた場合に、明確に我々議員であっても答えられないんじゃないかなと。それは先ほどのPCR検査もそうですし、今回の特典クーポンにも、これは先ほど答弁にありましておとり1,000円という小さな単位ですから、なかなか目につかない部分もあろうかと思うんですけれども、ただし、これを56市町村でやっているんだよという事実です。ここです。それに浅川町を排除する理由なんてどこにもないんです。

先ほど言いましたが、宿泊設備がないところだったら中島村だってそうです。宿泊施設、あそこもないです

よ。だから、そういったことに対してのあれは全然違うんだと私は思っています。

町民からそういった話が聞かれたときに、よほどのことがない限り町民への利益還流です。それから、信念と責任がなければそういうことをやらないんだという理由づけにはならないんだらうなというふうに考えています。

我々議会と役場の中がチェック・アンド・バランスでいように作用して、少しでもこの小さなところからスタートさせて、町民によりよい、住んでよかったなというふうな感じの実現です、そっちのほうに向けていくためにも、ちょっとこういったささいなことでも、ぜひ参加して浅川町という名前が、7月16日の新聞には事実として載っていなかったんで、ぜひともそういったことをやっていただければというふうに思っていますけれども、これ改めてまた何々のどうなんですかという質問しませんので、それぞれのお考えを代表として総務課長なり、副町長の見解をもう一度伺いたいなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

ご指摘のこのクーポンの事業につきましては、担当課におきましても、何とか参加できないかということで真剣に考えて、先ほど申し上げたように、道の駅とか観光協会というのが町にはございませんで、しからば役場で何とかその窓口足り得ないかというところで、そこの覚悟もしたんですけれども、県のほうからはそれは適当ではないというか、対象になり得ないというところで、こちらはちょっと残念ながら手を挙げられなかった。

さらには、議員おただしのようにほかの手段として、例えば町にも商工会ありますので、そういったところと協力してできないかというところも考え協議をしたところでしたけれども、こちらも残念ですが、その実現までには至らなかったところであります。ということで、本来であれば我々も、おただしのようにこういった施策、町内業者にも還元するようなものでございますので、何とか参加したかったところではありましたが、なかなかその条件とか基準などから、その資格足り得なかったというところは非常に残念であったところあります。

あと、一方で大きな話としまして、先ほど全体の奉仕者というところ、地方公務員法などの規定によりまして、我々やはりアンテナ高くいろいろなこと、悪い情報もいい情報も、そちらも拾い集めまして、ひいては町民の福祉向上であるとか町の発展のために生かしたいと考えておりますので、この事案についてはこうでありましたが、引き続きあらゆる面において努力をしまして、町のためにというところの気概を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 役場内で議論されて検討していただいたということは分かりました。

ちなみに、これはあれですけれども、先ほど言いました古殿なんかは町の商工会でやっていますし、それから中島ですか、あそこは役場の中にあるんですけれども、地域活性化協議会、これ振興課のほうにあるんですけれども、その中でやっているということなので、ぜひともこういったことがあったら、先ほど副町長からも

前向きな答弁いただいたんですけども、ぜひともアンテナを高くしてどんなところでも、今回のこういうようなものにも参加できないということは、ふだんの浅川町の姿勢といいますか、どういうふうな町づくりをするんだというところで、そういう観光面だとかいろいろな商工の部分で、しっかりやってこなかった部分がこういうところにも何もないんだよと、結果的にはそういうものがないからそういうものがないんだという結論になってしまう。ということは、逆に言えば、日々の1日1日ごとのやっぴいこうという姿勢がいろいろな方面に生きてくれば、こういったものは簡単に手を挙げてできるんだということです。

私も、あったものですから、あるところからいろいろな市町村の町の人がどういったものを配布して、どういった資料でそういった協賛を呼びかけているかという資料もちょっといただいたところあるんですが、それでも相当丁寧に役場の中でやられているという事実もあります。

ぜひとも、今後この特典クーポンに限らず、ぜひともそういった姿勢で、各分野において力を発揮していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○4番（木田治喜君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）浅川町補助金申請交付決定についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 補助金の交付決定について、これは地方自治法第232条の規定により、浅川町の各種団体の事業の補助金については、行政の補完という意味からも一定の効果があるものというふうに承知はしています。

財政健全化に向けた歳出抑止が命題の現状で補助金の透明性、公平性、それから費用対効果等々の見直しも含めて、検証が必要かというふうに考えています。

そこで改めてになりますが、3点ほど質問させていただきます。

1点目に、各種団体事業への補助金はなぜ必要なのか。町としての姿勢を伺います。

それから、2点目に、補助金の申請から決定までのプロセスは、どのような規定に基づいて行っているかを伺います。

それから、3点目、補助金申請を却下した例が過去にあるか。ある場合はそれはなぜか伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町の補助金交付規則に基づき、広域上必要と認めた事業に対し補助するものであります。各種の取扱いとしては、産業及び地域の振興、教育、文化、体育の振興、事業費、団体運営、イベント等に補助しております。

2点目につきましては、浅川町補助金交付規則を基本原則として個々の補助金交付要綱により、補助対象とする趣旨、額、適用条件等を満たしているものは、申請に基づき交付決定及び実績報告を受け、補助金を交付しております。

3点目につきましては、補助金の申請内容が交付目的に合致していれば受理しないことはありませんので、申請を受理しなかった例はないものと承知しております。

ただし、新たに設立された団体等につきましては、それらの活動が地域の振興施策となっているか等を事業計画及び費用明細を見極め、判断していますので、このような場合は申請書を受理するのではなく、要望書等の提出をお願いしております。

今後、既存の補助金については、県仕様等取扱い基準の在り方を検討してまいります。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 各種団体の補助金については、行政の目的を効果的、また効率的に達成するんだという役割があるかと、今も回答のとおりだと思うんです。今、話ありました浅川町補助金交付規則、それから要綱、これは18ですか17ですか、要綱があるかと思えます。

令和元年を各担当部署別で補助金の支出額、これ私、計算しましたので、補助金という項目がついている部分だけですけども、1億8,000万円弱あるかと思えます。それで浅川町の歳出決算額の約5.5、6%弱の支出となっていると、特に農政商工課については1億円弱あるかと思えます。全体の54%農政商工課が扱っていると思えます。

そうしますと、補助金の対象事業は有効性はあろうと思っはいますけれども、補助金交付に関しての統一的な基準はなく、本当に必要な補助金かの判断はそれぞれの担当部署の判断というふうに見受けられますが、もし違っていたら後でお答えください。

それから、町民に対して明確な説明責任を果たす仕組み作り化の観点からも、適格性、それから広域性、それから必要性を確保するために純然たる補助金の交付基準、これを策定することが必要じゃないかなというふうに考えています。もし、これがあるのであれば、これもまたお答え願えればと思います。

補助金の定義はいろいろあると思うんですが、皆さんご存じのとおり、制度的な補助、それから団体運営補助、奨励的な補助、事業費の補助、個人給付、利子給付、補給というふうに分類されると思うんですが、特に事業費補助については、補助対象経費を明確にして、各団体には自主財源の確保を目指すという努力が必要であるということも承知しているところです。

その中で、補助金の額が幾らというような明確な基準が今ないために、逆に言えば、町が自ら負担してやらなきゃならないことは100%補助するんですよと。それから、共同でやるべきものについては2分の1ですと。それから団体自らがやることについてはゼロですよというような基準が実際に浅川町にあるのかどうか。それからその時々々の社会情勢に合わせて、補助率や限度額の見直しを検討することも必要だと思いますし、こちらのほうがある、そういう可能性があるのかどうか伺いたいと思います。

それから、これ通告にないので分からなければ分からないで結構なんですけれども、確認できるようでしたら回答願いたいというところがありまして、補助金の交付事業に対しての現況調査みたいなものがあって、それが逆にデータベース化されて、誰でも何々の課の何という補助団体を見ようと思えば、データベース化されてそれが見られるというような状況になっているかどうか、また検証のチェックリストなどを作ってそれが活用されているかどうかということも併せて伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、町長答弁にございましたように、これらの補助金については基本とするべき補助金交付規則、これによって補助金の支出をしているものでございます。

この補助金の交付規則に基づきまして、今、いろいろとお話がありました団体の補助、事業費の補助、イベントの補助、これらについては、基本的に全て支出する補助金については要綱作成をしまして、その要綱に基づく目的に沿った補助をするというふうになっております。ただ、この要綱についてはご承知のとおり、全て要綱が作成されているというものでもございませんので、例えば花火における花火の補助についても、明確な要綱がない部分も長年の慣例で補助したのもあろうかと思えます。

そういったもろもろの過去の経過もございしますが、基本的には補助金の交付要綱を定め、その中において補助する目的、補助金の額、補助金の率、そういったものについては明確に定めた上で補助をしていくということが、これが基本でございますので、現在、要綱の作成されていないものについては、今後、明確にするために要綱をきちんと作成をしまして、それらの要綱の基準に従って補助金等を交付するというふうにしていきたいと思えます。また、内容によっては検討すべき補助率、額等についてもあると思えますので、そういった分も含めまして、各課において現在、補助している内容について精査をしまして、あるべき姿の要綱を作成した上で、根拠をもって補助金を支出するというふうにしていきたいと考えております。

また、次にありましたこれらのデータベース化の件でございますが、今のところ作成しているものはございません。

各課において、それぞれ要綱は定めていると思えますが、そういった要綱の一覧なんかも作成すべきというふうに認識しておりますので、その辺も含めて今後見やすい、管理しやすいデータベース化も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 前向きな回答と受け取っていいのかと思うんですけども、ちょっと今その回答の中に長年の慣例という言葉が出てきました。これ最後に質問させていただこうかなと思っていたんですけども、補助金の既得権化を防ぐために必要な、これはどこでも多分この地方自治でも行っていると思うんですが、補助金の終期、終わりを示すサンセット方式、これはどちらでもやっているんだと思えます。

これは副町長なんかも特にご存じだと思うんですが、どこの市町村でもそのサンセット方式を用いて終わりを決める。3年なら3年、そこでもう一度見直す。これは必ず補助金に必要なかと思えます。長年の慣例というのはあってはならないと、必要なものは必要なですから更新すればいいということになると思えます。

ですから、3年なら3年を周期として内容の見直しを行って、また再度周期を設定して、その繰り返しをすることによって惰性による補助金の支出というものをなくしていくということだと思います。それが補助金を生きたお金として、有効活用できる基じゃないかなというふうに思えますし、交付する目的や効果など常に検証して実態に合うような改正が望まれます。

1点目の最初のサンセット方式を導入されているのかを伺うと同時に、もう一つ補助金等の審議会等々を立

ち上げて、その中で審議検討する組織も必要かと私は思っているんですが、そちらのほうで透明性だとか公平性だとかいう点からも、ぜひともその辺のところも前向きに考えていただいて、無駄なお金じゃなくて生きたお金にするにはどうしたらいいのかと、先ほどの回答の中に要綱というのがありました。要綱を作って云々もありましたけれども、要綱はあくまでも要綱なんです。その個別的な要綱なんで基準はまた別なんです。補助金に対する考え方、基準をしっかり線引きをして、それを確実にサンセット方式できちっと周期を決めて、それで更新して、更新するたびに検討会を開いて、じゃその収支内容を的確に判断して、この補助金は正しいのかどうか、先ほどなんかも質問もありました夢工房なんかもそうだと思います。590万円固定になっていませんか。なぜ590万円なんですとか、いろいろなことがあろうかと思えます。そういったことも含めてぜひともサンセット方式の導入と、それからもう一つ補助金等の審議会、こちらのほうの立ち上げをぜひお願いして基準を決めて、的確な生きたお金を使う、町税で血税ですから、そちらを有効に使うということも再度考えていただきたいと思えますけれども伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、4番議員がご指摘をしたとおりに、今後検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、3番、会田哲男君、（1）町道の管理、除草作業を適時適切に実施すべきの質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 町道の管理、除草作業を適時適切に実施すべきについて伺います。

今年、町民から国道、県道及び町道の危険な箇所、また歩道も除草されていないという声が多々ございました。また、浅川浄化センター周りの除草がされずに草が伸び放題、草が絡まっている。管理が悪いのではないかというような声が様々聞かれました。

通学路となると、町道、県道、国道、これらの歩道も草が伸び放題で自転車は当然通れません。歩くのも容易でない状況が寄せられた中にはございました。

私もそれに基づいて現地を見て回りましたが、本当に今年は例年になく道路除草管理、あるいは亀裂があるところの修理等がされていない状況がございました。

町民の皆さんは、今年は花火やらないから草刈りやらないのかいとか、その意見がいろいろ聞かれました。

町としては、子供たちの通行、町民の通行の安全と事故の回避の面から、町民目線でのより計画的なかつ積極的で維持管理の取組が必要だと思ひ、以下の対応について伺いたいと思ひます。

1つとして、危険回避のための除草の必要箇所、路面の破損箇所等と把握を随時行い、適時に対処すべきと思うがどのように確認、対処しているのか。

2つとして、広域農道なんですけど、広域農道につきましては木の枝が路上に覆いかぶさり、車が覆いかぶさった木をよけるつもりで、急に進路を変え車線をはみ出して走るところが数か所ございます。このような危険な状況がございますので、これを除去すべく枝木を伐採する等の処置が必要と思ひますが、この処置についてはどのように考えているか伺ひします。

3つ目として、県道、国道の管理は、県にあります。通学路となる歩道、見通しの悪い交差点等の危険な事故が起こる可能性があると思われるところは、町でぜひ判断して、町で部分的にでも除草すべきと思いますが、そして、安全の確保を図るべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、通告にはなかったんですが、この除草、あるいは道路の環境、今年は多分苦情があったと思うんですが、町民からの苦情はなかったんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、9番、上野信直君、（2）町道、国・県道を問わず伸び放題の道路脇の草刈りをしっかりの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 道路脇の草刈りについて端的に5点伺いたいと思います。

1点目です。町道にしる、国・県道にしる、道路脇の雑草が伸び放題で、カーブや交差点では道路の見通しを妨げ、歩道部分は草をかき分けて歩かねばならないというところもあるという始末です。

町民からは、こんなにひどかったことは今までなかった、浅川町の印象が悪くなると、行き会った人にも、電話や手紙でも何件もの苦情が寄せられています。

そこで最初に、町長は雑草が伸び放題の道路の現状について、どのように認識をしておられるのか伺いたいと思います。

2点目です。町道の草刈りについてですが、これまでどのように対応しており、今後どうするのか伺いたいと思います。

3点目です。国・県道、こちらの草刈りについてですが、県に対してきちんと草刈りをするよう要望しているのでしょうか。きれいに草刈りがなされない理由は何なのか、伺いたいと思います。

4点目です。国・県道について、県で手が回らないなら、県から町が委託を受けて実施することも検討すべきではないでしょうか、伺います。

通告にはありませんでしたが、5点目として、一般質問通告後、急に道路脇の草刈りが進みました。進むことになった経過について、説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

初めに、会田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、町道敷地の除草については、毎年、町で実施する場所や時期についておおむね決めてあります。また、自宅や農地周辺において個人で行っていただいている箇所、各地区において共同で行っていただいている箇所などもあります。

今年度につきましても、例年どおり実施しておりますが、天候などにより多少前後してしまう場合もありますので、ご理解をいただきたいと思います。また、道路パトロールで確認した場所やご連絡をいただいた場所についても随時対応したいと考えております。

町道の破損箇所の件につきましては、職員と道路作業員の巡回により把握に努めておりますが、延長も長い

ため全ての把握には困難な面もあります。

行政区長をはじめ、住民の皆さんの通報に頼らざるを得ないところもありますが、巡回体制につきましても改善を図り、把握に努めたいと思います。

破損箇所につきましても、早急な修繕を行うよう努めてまいります。

2点目の広域農道の件につきましても、危険箇所の把握に努め車両通行等に支障のないように対応いたします。

3点目につきましては、ご質問のとおり県道、国道の管理は県が行っておりますので、除草につきましても対応を求めてまいりたいと思います。

町として、国道、県道に対する大規模な対応は難しいと思いますが、町道に隣接する交差点部分などの除草については、県と協議したいと思います。

次に、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、確かに除草が伸びており苦情があったのも事実であります。町道は少ない人数で早めに実施しておりましたが、県道や国道については、私のほうから土木事務所に伝えております。

県道はようやくお盆前から始まり、終わりが見えてきたと思います。今後は様々な検討を行い、町民の通行に支障がないように景観を守っていきたく思っております。

2点目につきましては、3番議員に答弁したとおり対応しております。

3点目につきましては、先ほど申し上げたとおり何度も要請はしております。

国・県道は土木業者に委託しているということですが、今年度につきましては、特に昨年の台風19号災害による手持ち工事も多く、除草等の対応も予定どおりに進んでいないのも伺っております。

4点目につきましては、県からの委託で実施することは困難であると思いますが、改善が図られるよう対応について県と協議してまいります。

そして、また5点目になぜ急に始まったのかといいますと、私が土木事務所、あるいは業者に電話をさせていただきました。とにかく、議会でも取り上げているから徹底的にやってくれという要請だけはさせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 答弁、大体分かりますが、場所ですね、時期とかを見て実施しているということですが、要望として建設課なり農政課なんですけれども、随時いろいろ確認等はやっているのは分かっているのですが、ぜひ今まで以上に、現地に出て、現地を見て適切に対応するというような体制をぜひお願いしたいと思います。

町民から苦情きてやるようなことのないように、極力言われる前にやるというような確認作業をよろしくお願ひしたいと思います。

では、町民に苦情はなかったんですね。先ほど、5点目に、通告はなかったんですが、町民からの苦情はなかったのかと聞いたんですが。

○町長（江田文男君） ございました。

○3番（会田哲男君） ございました。分かりました。

そういうような苦情があるんですから、ぜひ町民の先を行って、まして浅川町、石川の境、あるいは棚倉の境、鮫川の境、町の玄関ですから県境を問わず、浅川は話出しましたが、ここに町道と隣接する分、その辺は現状をきちんと確認して、いち早く草刈り等の実施をお願いしたいと思います。あと、道路補修もです。ぜひ今後、力を入れてやっていただきたいと思います。

今、県のほうで、河川、殿川の管理道、これ舗装工事やっております。

町民の方、あるいは農家の方、あと沿線の方々、その分草刈りやらなくてもいいというような形になってきたということで、大変よかったという声が聞こえます。また、一般の方からも舗装してもらったことによって、ウォーキングとか、あるいはその他の用事に使うにもうんと便利だねというような言葉をいただいております。

ただ、その中で東大畑地内、何というんですか、守丸興業の車庫から東大畑のライスセンター前の橋の間、畑田川が入ってきているんですけれども、そこはどちらから行ってもそこで行き止まりになっちゃうんです。ですから、そこをできればそこに橋でも架けてもらえれば、農作業上、あるいは町民が何をやるか、ウォーキング等やるにもうんと便利だと。農家の方も車があちら側に渡れると橋があれば、あちら側に渡れるということで大変便利になるんだけど、ぜひやっていただけないかなという話もありました。

ここで申し上げたのは、ぜひ県の管理がかなり絡みますので、大変かと思うんですが、ぜひ畑田川との流入部分、畑田川と殿川のぶつかるところです。そこに軽トラックぐらい通れるような橋を県にお願いするか、あるいは県と協議して町で設置するか、そのようなことをぜひやっていただきたいと。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

これは通告にないから。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私のところにも多くの町民から除草に関して苦情がきたのは間違いございません。

大変私も心を痛めておりました。それで、草刈りに関しては、今年度はちょっと遅いかもかもしれませんが、来年度から少し方法を担当課と変えようかなと思って、これから相談をしたいと思っております。

とにかく、町民に迷惑をかけないようにやっていきたいと思っております。

そしてまた、今質問にはなかったんでありますが、大変河川敷の草刈りが減ったというそういうお話があれば、私もうれしく思っております。

そしてまた、河川の舗装したおかげで、大変河川敷の散歩が多くなっているのは確かであります。

私のところにも、大変電話がきております。今、その中で恐らく、畑田の川のことを言っていると思うので、それは私も何人かの方からお話は聞いております。あそこで必ず、本町のほうから来るにしても、中里、松野入、東大畑のほうから来るにしても、あそこで止まっちゃうんです。それで橋をとという声も確かに上がっています。それは、今日は答えは出ませんが、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目です。町長の認識ですけれども、町民の方からいろいろ苦情がきて、自分と

しても早く何とかしてくれないかなというふうに思っていたと、土木事務所とかにもお願いをしていたという話でした。

町民の方から、ほかの町から浅川町に入った途端にもう道路脇が草だらけで恥ずかしい。こういう状況が今年は生まれたわけです。来年度から絶対にこういうことがないようにきちんと対応していただきたいというふうに思います。

大きな事故が起きなかったというのが幸いだったかなというふうに思うんですけども、そういう事態も起こりかねない状況だったと思いますので、ぜひ来年度からはきちんとやっていただきたい。そして、新しい方法を担当課と考えているということでした。このまず町道部分についてですけども、町道部分について棚倉町では業者に一括して委託しています。一番簡単です。ですがお金がかかります。

私は、とにかくきれいで有名な鮫川村の役場に行ってお話を伺いました。

村道については、国の交付金事業を活用しながら、総合支援事業を活用しながらシルバー人材センターにお願いをして、年2回草刈りを全村的にやってもらっていると、村道については、ということでした。

業者に頼むと草を刈ったその草をトラックでどこかに処分する、そこまでやってくれるんだろうけれども、それにお金がかかるということで、シルバーのほうには草を刈ったらば、その場で倒してもらって枯らしてもらおうと、そういう対応でいいということやってもらっているということでありました。

国・県道について、これについては県の土木事務所から管理委託を受けて、つまりお金をもらってシルバーに再委託して、年2回全線で草刈りをやっていますと、ということでした。

町が、県のほうから委託を受けてやれるんです。実際にやっているところがあるわけですから。浅川町でもぜひそういった方向で検討していただきたい。これまでの質問の中でもお金のかかる話がいっぱい出てきましたし、これからも出るんですけども、なるべく町民の血税を節約しながら地元にお金が回って、それできれいになると、こういう方法をぜひ選んでいただきたい。私は鮫川村が一番最適なんじゃないかなというふうに思っているんですけども、ぜひ研究してやっていただきたいというふうに思います。

鮫川村がきれいなのは、それだけじゃなくて春と秋、4月と9月に年2回、道路愛護活動ということで集落ごとに全村的に一斉にごみ拾い、あるいは草刈り、これやっているんだということでした。

年に4回刈るわけです。だからきれいなんです。

鮫川村は村づくりの位置づけとして、里山景観が鮫川村の大事な資源なんだという位置づけなんです。その下に役場も村民も一体になって草刈りとかに取り組んでいるという話でした。

そして、前の村長さん、大楽さんなんですけれども、あの方は道路にごみが落ちていれば車を止めて拾ったというんです。職員には道路を汚すなよと常々言っていたと。道路にごみを捨てる役場職員はいないと思いますので、あんたたちも拾ってくれと暗に言ったのかなというふうに思っているんですけども、そういうふうにして、長を先頭にして、こういう景観づくりに取り組んだということでもあります。

この精神は、浅川町でも学ぶ必要があるんじゃないかというふうに思うんです。ですから、経済的な経費の削減、あるいはシルバー人材センターの活用、私、シルバーの関係者の方にお聞きしたら、突発的に言われたら対応はできないけれども、年度当初から計画的にこうやってくれるんだっつたらば、これは対応することも可能かなというようなお話でしたので、ぜひそういうものを活用しながら町の景観確保、道路脇の草刈り、これ

をきちんと進めていただきたいなというふうに思うんですがいかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の9番議員からシルバー人材のお話が出ましたが、確かに突発的だったかもしれませんが、確かにシルバー人材にもお願いをしましたが、精いっぱいできないということでありました。

それと、日当が安いのか、募集しても人材が集まらなかったのも事実でございます。

これも来年度から日当の検討もしなければならぬと思っております。また、国・県道の除草については、今後、私は土木事務所とお話をしていきたいと思っております。どちらにしても、来年度からは町民からいい景観ですねと言われるような町をつくっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は、棚倉町の例と鮫川村の例と申し上げました。

いろいろなところの例を検討しながら、いろいろな人と話し合っ取り組んでいただきたい。例えば、各支部にある環境保全会、ああいうところにその地域は皆さんでお願いしたいと、その油代ぐらいにしかならないけれども、このぐらいでお願いしたいという形ででも協力をお願いすれば、やってくれるところも出てくるんじゃないかなというふうには思います。

やり方はいろいろあるから、いろいろ検討していただきたいなというふうに思います。

そういうのが整わない、前は、やはり今回、一般質問の通告が出て、町長が怒って土木事務所や業者のほうに強く言ったからやられたわけです。ですから、一般質問の通告の出る前に、もう伸びてきたらば、町長はやはり強く県やあるいは業者に言う。こういう姿勢でやっていただきたいというふうに思うんですが、最後その点伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お盆前、7月の終わり頃、草が伸びておりますから土木事務所と業者には電話しておいたんですが、なかなか除草ができなくて、仕事が目いっぱいだったんだかもしれませんが、10日ぐらいそのまましておきましたので、私が再度電話いたしました。そしたら、お盆前から徐々に始まったのも事実でございます。それでも、まさか一般質問でくるとは思わなかったもので、2名の議員から一般質問ありましたので、これは大変だなということで再度怒りの電話をさせたところ、ようやく除草が終わりに見えたと思っております。

今後とも、私も先頭になって頑張っていきますのでご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、7番、金成英起君、（1）国道118号に接続する道路整備についての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） 国道118号に接続する道路整備について質問いたします。

県道埴・泉崎線は沿線住民の重要な生活路線であります。

本町にとって滝輪地内からの道路改良及び日渡橋の架け替え等の県への陳情、要望を図ってまいりましたが、要望の結果は大変厳しい回答であります。

このような状況を踏まえて、新たな路線計画の見直し、滝輪郷水門の手前より国道118号（浅川バイパス）に接続する道路の整備を促進するとともに、浅川駅や公共施設へのアクセスの向上を見据えた道路整備、安全・安心な道路づくりを進めていく必要があると思います。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道埼・泉崎線の日渡橋の改修と道路の拡幅については、町といたしましても20年以上の長きにわたり、県に要望している箇所でございます。

今般の県主催の町づくり意見交換においても改めて要望したところでございます。

ご質問のとおり、県からの回答は、直ちに抜本的な改良を行うことは難しいという回答でございました。

そういう回答ですが、日渡橋の改修の問題につきましては、町といたしましても今後の重要な課題でございますので、要望の内容、方法について様々な形で検討をしたいと考えております。ご協力お願いいたします。

今後の道路整備等のご質問でございますが、町道大名大塚背戸谷地線及び県道浅川停車場線の国道118号への接続工事が完了すると、町内の主要施設へのアクセスも大きく改善されるものと考えております。

今後は、周辺道路における歩道の整備をはじめ狭隘箇所の改良など道路環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） この件は30年来の長年の懸案事項であります。もう30年来、滝輪地区からの陳情、要望、いい回答は1回もいただけていません。

滝輪前の日渡橋の町から行った入り口、拡幅の工事はちょっとしたんですけれども、あれは一つの見せかけでありまして、何の意味もありません。

それで、浅川町の地図を見ますと、今から36年前、バイパスができた頃、ちょうどあそこを真っすぐ突き抜ければ良かったんですが、今の状態であれば、今、空き家になっていますし、今であればあそこは直接真っすぐどんと接続できるわけです。

従来のバイパスから泉崎線に抜ける道路であります。セブンイレブン、あそこから左折すると、鋭角に左折して30メートル行ってまた右に鋭角に右折するわけです。あれでは県に幾ら要望しても返事はもらえないですよ。だから路線を見直すという方向は行かない限りは駄目です。

ぜひ町長、本気になってやってもらいたいです。答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く金成英起議員と私も同じなんです。30年もできなかつたらもうできないんです。

そして、あんな細い日渡橋です。トラック同士がすれ違えないのがもう知っているんじゃないですか。

そしたら、私も金成英起議員と同じく、隣に橋を架けたほうがいいんじゃないですか。それでそういう要望もこれからは検討しなくちゃいけないと思っているんです。

ぜひそのような検討もさせていただきますので、これからのご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） これを要望するに当たりましては、地元議員であります岡部議員さんにも承諾いただきました。部落でも、今後そういう路線を新たに新しい路線で陳情する方向で進めてもらいたいという要望も出しました。

これはなかなかできないと思うんですが、これに埴・泉崎線、浅川町で大きい懸案となっていますが、大草の中中堅の方々が、今上がっています。新しくバイパスを通していただきたいと。あれと合わせてぜひあっちのほうで旗を上げて、地元ですから町長さん旗上げないと駄目です。

ぜひお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大草のバイパスは、今年3月のお話でありました。それが急にとんとん拍子で、お話が上がりまして設計図までできまして、県のほうまでいってしまいました。これは本当にやはり地元の方々のご協力、あるいはその積極的な行動ではないかなと思っております。

それでこの日渡橋です。これもやはり本当に一つの大きな課題だと私は思っております。それで、今までそういう日渡橋の話があったのか、担当課長に説明させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 日渡橋の要望でございますが、議員さんおっしゃっているとおり、長年にわたって県のほうには要望をいたしております。

県のほうとしましても、県のほうの考えからすれば、交通量の問題や橋の強度の問題で直ちにその改築が必要な橋ではないということで、なかなか進んでいなかったというふうな現状となっております。

町長答弁のとおり、私どものほうとしましても、今まで以上にちょっと要望活動を強化しながら実現できるような形で努力をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）新たな公園の整備についての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） 新たな公園の整備について質問をいたします。

社川と殿川の合流するところに小さな森があります。

ここが、弘法大師が遠く行脚の際に立ち寄った場所と言われている弘法山公園であります。

本町では、今から57年前の頃に弘法山遊園地として整備され、人々の憩いと安らぎの場所となって多くの人々に利用されてきました。

あれから長い年月が過ぎ、老朽化となった遊具等の適正な維持管理が求められているほか、多くの町民が集まることができる、災害のときの避難場所と復旧・復興の拠点として、役割も果たすことができるオープンスペースの確保等も求められ、このため既存公園の維持管理の充実に努め、多くの町民が集まることができる新たな公園の整備について検討をお願いいたします。町長の見解を求めます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ご質問のとおり、弘法山公園につきましては、多くの皆さんから親しまれている歴史ある公園でございます。昨年度より殿川の堤防舗装により付近を散歩する方、ウォーキングに利用される方が数多く見受けられます。今後、殿川と社川の合流付近から殿川上流の両側について整備されると伺っておりますので、町といたしましてもその利活用は検討しているところでございます。

この周辺施設である弘法山公園につきましても、併せて検討をしたいと考えております。

既存公園につきましては、城山公園と弘法山公園、農村公園や児童公園、花火の里ニュータウン、また町営住宅内にも小さな公園が何か所かあります。

町で管理しているもの、行政区に管理を委託しているものなど、それぞれ管理方法も異なりますが、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。新たな公園の整備につきましても、町民アンケートの中においても多くの町民が望んでいるところでございます。

設置には多額費用も必要なことから、今後の町の財政状況を見据えた検討課題であると考えております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 町長さんの答弁を伺いますと、計画として、これから要するに何年計画だか分かりませんが、計画に載せるという返事でありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 答弁いいですか。

○7番（金成英起君） 答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、町民が喜んでいただけるならば積極的にやらせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、9番、上野信直君、（3）好評なタクシー利用助成券は、遠方の方にはもっと多く支給をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町民誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して生活できる町づくりのため、今年度から高齢者などの交通弱者を対象にタクシー利用料金の助成制度が始まりました。

これについて2点伺いたいと思います。

1点目です。この制度は大変好評で、順調にスタートしたとの印象を持っておりますが、現在までの助成券の発行状況と利用状況はどうなっているのか伺います。また、町に寄せられている利用者の評判、これはどうなのかも併せて伺います。

2点目です。買物や医者に行くのにタクシーで何千円もかかる遠方の方から、早速、もっと枚数を増やしてほしいという要望が寄せられています。

ある女性は、こういう制度ができて本当に助かりますと話されながら、片道で4枚使い、往復で8枚なくなります。近所に一緒に行く人もいないので相乗りはできず、歯医者とかに3回出かけたら1年分がなくなりま

した。こういうことであります。

小学校の通学バスの利用が遠方の児童に限られるように、遠方の町民に助成券を多く支給することは実質的な公平に合致するものであり、これは前向きに検討すべきではないかというふうに思うんですけれども、認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、申請に基づき交付した人数は8月末で428人です。約1万枚交付いたしました。

これらに対し、利用した枚数は1,326枚の利用で、約13%の利用状況となっております。

利用者の評判は集約しておりませんが、事業者からの聞き取りでは大変助かっているとの声もあることを伺っております。

2点目につきましては、本年度からの取組であり、方部別の利用状況を集約しておりますので、利用状況を踏まえ、交通弱者対策としての事業であることと、公平さを兼ね備えた内容となることを模索しております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 数字的にも大変歓迎されているということが伺えると思います。

始まったばかりで、早速直してくれという話で恐縮なんですけれども、実際に、その遠方の方にはもっと多く支給してほしい、こういう切実な声があります。

それから、近場の人でも1回4枚使うともうなくなっちゃったという人がいます。確かに浅川町は500円券24枚支給なんです。お隣の棚倉町は2倍の48枚支給しています。それから比べると、やはり浅川町の支給枚数はもっと増やしてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、その点もぜひ併せて検討していただきたいというふうに思います。

それから、また別の方のご意見です。配偶者、心臓病で外出がままならないと。タクシー券もらったんだけど、本人がタクシーに乗らないとタクシー券は使えない制度になっています。ですから、せめて配偶者、あるいは家族には使えるようにしてもらえないかというこういう切実な要望も出されております。

これ年度途中で変えるというのはできないでしょうから、来年度に向けてぜひ検討して、本当になお一層町民に喜ばれる制度に育てていただきたいというふうに思うんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も散歩していたら、山白石とかその遠方の方に、今回のタクシー券は大変うれしく思っておりますと言われました。それで、医者は何回か来たらあつという間に終わっちゃうんですよと。あと数枚しかないんですよと。増やしてくださいというのもこれは事実でございます。それでも、今年度4月1日から始まったばかりですから、1年間様々な集約をして検討をさせていただきたいと思います。

また、配偶者についてもまだ始まったばかりでございます。担当課あるいは町民の方々といろいろな相談をして、検討課題とさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）町の子育て支援制度をまとめて全国に発信し、ほかから移住者を迎えよの質問を許します。

9番、上野信直君。

[9番 上野信直君起立]

○9番(上野信直君) 浅川町は豊かな子育て支援制度を築き上げてきました。

今は福島県全域に広がった子供の医療費無料化の先駆けは、富永町長時代の浅川町でした。

現在では、出生祝い金支給、学校給食費の半額補助、無料の預かり保育や学童保育、小学校のランドセル補助、運動着の夏服上下支給、無料の小学校通学バス、中学校の制服代補助、中学校の修学旅行補助、町奨学金制度、定住・移住促進住宅など、ざっと思いつくだけでもこれほどあります。

浅川町の子育て支援制度は、他に誇れる充実したものだと思います。

しかし、残念ながら浅川町のこの豊かな子育て支援制度をまとまった形で外に発信するというのがなされておらず、子育てをするなら浅川町でと、都会から子育て世代の移住者を積極的に迎えることに活用し切れていない状況があります。

私は、この状況をずっと歯がゆい思いで見えてまいりましたけれども、7月11日の福島民報に、川内村が川内移住で1,111万円お得という一目で施策が分かるチラシを作り、移住者増に役立てようとする川内村の取組を報じていました。

コロナで田舎の生活に目が向いている今、浅川町も決してよそに負けない子育て支援策を各課の枠を超えてまとめ上げ、強力で発信し、子育て世代の移住者を迎える取組をすべきではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 浅川町では、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した第2期浅川町子ども・子育て支援事業計画により、各種の子育て支援事業を実施しております。

子育て支援サポート事業としては、昨年度開設した子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点事業、子育て家族をサポートする産後ケア事業や児童クラブ運営事業、経済的支援事業としては出生祝い金事業、入学祝い金事業など多くの事業に取り組んでいます。今後は保健福祉分野でなく、医療、就労、教育、生活環境などの一体的施策整備を子育て支援の視点で実施する必要があると思われま。

これら特徴的な町の子育て支援事業の情報発信を図り、定住促進につながるような安心・安全に子育てができる町をPRしたいと考えております。

○議長(円谷忠吉君) 9番、上野信直君。

○9番(上野信直君) 基本的にはそういうお答えをいただきたいなというふうに思っているんですけど、これ、いろいろな施策が各課にまたがっているんです。ですから、どこかがまとめ役になってやらないと、この川内村のようにチラシ1枚にまとめ上げたらいいんですけど、そういう作業が実現しない。せっかく優れた制度があるわけですから、どこかの部署で汗をかいてもらって、これをぜひまとめ上げていただきたい。

浅川町では、保健福祉課に努力してもらって、こういう立派な暮らしの便利帳を作っていただきました。

これでもある程度は分かるんですが、さらにここにはまとめ切れなかった子育て支援策もいっぱいあるわけです。ですから、これを土台にしながら、さらにいいものを簡潔に作り上げて、そして、強力で発信をしていく、これが必要だというふうに思います。

以前、1番議員も質問されていましたが、町のホームページ、これも改良してこういうものを強力で載せる

とか、あるいは川内村のようにチラシを作って特定のターゲットのところに配布をするとか、こういう取組をぜひやっていただきたいというふうに思うんですけども再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、当然教育とかそういうことに関しては、衰退するようなことはしないと思っております。前進してまいります。それで、また新たな第一歩として、子育て支援制度、浅川町ではすごい福祉向上しているという町のPRなどをして、町外から子育てするなら浅川町と言われるような町づくりを皆さんとともに作り上げていきたいと思っております。

今後とも、どうぞご支援のほどよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

次に、（５）希望者は誰でも利用できる生きがいデイサービスの復活をの質問を許します。

９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 浅川町が、長年、高齢者福祉の中で取り組んできた生きがいデイサービスですが、このところこれを縮小し、今後廃止するような流れがあるように感じています。

このことで、送迎してくれて友達にも会え、食事や入浴もでき、みんなと楽しく過ごせる生きがいデイサービスに行きたいのに行けない方が出ているというふうに聞いております。

浅川町が自慢できる高齢者福祉事業の生きがいデイサービスを、以前のように多くの高齢者が利用できるようにし、浅川町が誇れる福祉事業を復活させるべきではないでしょうか。

その観点から５点伺いたいと思っております。

１点目です。浅川町の生きがいデイサービスの実施主催者というんですか、これは誰なのか伺います。

２点目です。ここ３年間の生きがいデイサービスの実利用者数は何人なのか伺いたいと思っております。

３点目です。生きがいデイサービスの利用者募集は、昨年までどのようになされてきたのか、今年はどうしたのか伺いたいと思っております。

４点目です。生きがいデイサービスをやると赤字だという話があるようですが、誰が赤字になるのか伺います。

５点目です。介護予防と高齢者の生きがいづくりに、大きな役割を果たしてきた生きがいデイサービスを希望者は誰でも利用できるようにすべきではないかと思っておりますが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目の実施主体は社会福祉協議会です。

２点目のサービス利用者数ですが、平成29年度は年間利用者数が2,086名で、１日平均利用者数は8.1人です。平成30年度は、年間利用者数が1,957名で、１日平均利用者数は8.1人です。

令和元年度は、年間利用者数が1,834人で、１日平均利用者数は7.5人となっております。

３点目の利用者募集については、昨年度及び今年度においても、一般介護サービスと同様に特別な募集は行っていないと思われまます。

4点目の赤字の件ですが、この緩和型のデイサービス型は公費負担割合が通常デイサービスの7割程度で、事業実施主体である社会福祉協議会の収益が少なく、負担が大きくなるということです。

5点目の希望者は誰でも利用できるサービスにするということは、以前の町単独事業の運営に戻すということであり、介護保険事業から切り離しての運営は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目のこの浅川町の生きがいデイサービスの実施主体はということで、実施主体と言えばやっているところは社会福祉協議会ですから、そういう答えになるのかなというふうに思いますけれども、ただ単純に社会福祉協議会だから浅川町とは違う団体がやっていることではないかというふうには思いません。というのは、以前の議会でもここで話をしましたけれども、社会福祉協議会というのは、単純な民間団体ではないんです。浅川町が区長さんをお願いをして、班長さんをお願いをして、ほぼ全部の世帯から会費を集めている。それが活動の原資になっているわけでしょう。それと町からも直接多額の補助金が入っていると。こういう関係で全く民間の団体とは違う。浅川町と密接に関係する二人三脚で活動しなければならない団体だというふうに私は思っているんです。

ですから、確かに1点目の問題は、実施主体はやっているのは社協だけれども、でも実際に行っているのは浅川町と社会福祉協議会。これが私は正しい理解じゃないかというふうに思うんですけれども、その点を再度伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、私、質問通告で、ここ3年間の生きがいデイサービスの実利用者数は何人かという質問をしたんです。実利用者数。通告用紙にもそういうふうを書いてありますけれども、先ほどの、生きがいデイサービスの延べ人数ですか。これ実人数が分かりましたら教えてくださいというふうに思います。

とにかく、ちょっとなんか今年は少なくなっちゃったというのは何となく分かりますけれども、それをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、3点目の生きがいデイサービスの募集はどのようになされてきたのかということについては、特別な募集はしていないよだというお話でありました。

これは1点目の問題とも関わるんですけれども、確かに社協のやっている事業なんだけれども、実際は浅川町と社協と一緒にやっている、ほかの町村でもなかなかやっていない事業です。ですから、募集はしていないよだなんていうようなことではなくて、こういう状況でしたとやはりきちんと答えてもらわないと。

特別な募集をしないでなんで人が集まるんですかこれ。なんか募集しているわけでしょう、実際は。さっぱり分からないんですか、町として、補助金出しているのに。

私、通告しているのにそういう点も調べもしなかったんですか。あんまり怒らないようにしたいと思うんですけれども、その点を再度伺いたいというふうに思います。

4点目です。生きがいデイサービスが赤字だという話があるということで、公費負担が7割ということは本人負担が3割ということかな。それとも町の補助が3割ということなんですか、ほぼ。その辺よく分からないんですけれども、社協の収益が低く負担が大きい。でもこの事業、生きがいデイサービスをやってもらうため

に、町としては実施のための補助金を出しているんですよね。本年度の使用成果の概要書を見ても何かそういうふうになっていましたよ。であれば、これをやるから社協が赤字になるということではないと思うんですけども、実態はどういうふうになっているのか、伺いたいというふうに思います。

それから、5点目。元のように希望者は誰でも利用できるようにすべきじゃないかということについては、介護保険と切り離しては無理だと。これは総合事業になったと、そういうふうになったから以前のように、その単独で生きがいデイサービスをやるのは無理ですよという話かなというふうに思うんですけども、それでよろしいでしょうか。そういう理解で。だとすれば私は、そこまでは要求していません。今の総合事業の中で、希望者が誰でも参加できるような形にしてもらいたいというふうに思うんです。

基本は、生きがいデイサービスに行きたかったのに行けなくなっちゃったというお年寄りが出てきていると。このことが問題なんです。これを何とか解消してもらいたい。そういう立場で改めて質問をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町から補助金を出しているのも事実でございます。それで今現在、所長、事務局長がおりません。これは私の不徳の致すところでございます。それでなかなか連絡も取れないのも事実でございますが、今、担当課が一生懸命やっているところでございますが、なかなか今現実に思うようになっていないと思っております。

それで、利用したいのに利用できないというのは、私、今、申し訳ないですが、聞いてはおりません。恐らく利用したい人は利用していると思います。今後いろいろと精査してまいりたいと思っております。

なお、その後、ちょっと担当課長よりも説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の実施主体ということですが、これはあくまでやはり介護事業者としての介護サービスですので、やはり実施主体は、町は支援をして一緒に協力してやっていく立場であります。やはり実施主体は社会福祉協議会であるというふうに認識しております。

2番目の3年間の生きがいデイサービスの利用実数ということでしたので、実数となりますと1回利用でも実数となってしまいますので、今回ちょっと総数で上げてしまったんですけども、最新の昨年の実績をちょっと調べたものがありますので報告しますと、昨年度は、実数人数では24の方がいました。このうち、前にもお話ししましたが、介護の認定を受けている方、1、2の方を除きますと、認定を受けていない方の利用が15名ということになります。

今、申し上げましたとおり、1回利用しても実数に含まれますので、そういう形でご理解いただきたいというふうに思います。

それから、3番目の募集についてですけども、これは募集しておりません。

それから、4番目の赤字の件ですけども、これは同じ形のデイサービス、いわゆるその報酬の点数になるんですけども、その点数が通常の例えばデイサービスあれば、ちょっと参考の数字なんですけれども、1,600点の点数で請求ができると、お金を。

ところが、この緩和型の場合に関しましては、1,100点しか請求ができないということで、同じようなサービスをすれば人件費等それらに係る経費が結局かかるので、その分の赤字、マイナス点が多いという分にご理

解をいただきたいというふうに思います。

それから、5番目につきましては、議員さんおっしゃったように今総合事業ということで一体に行っていますので、そこから切り離して行くことはちょっと難しいと。行くとすれば以前のように単独事業での町での運営になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 全くこの生きがいデイサービスについての対応が最近どうなっちゃったんだろうなというふうに思っていたんですけれども、今の話を聞くとますますその感を強くします。

募集はしていないという話がありました。募集してなくて何で人がこれ利用しているのか。本当だったら、これきちんとこういうサービスをやっていますということをお知らせして、利用してもらおうというのがこれが本当ではないかなというふうに思うんです。

実利用者数、介護認定を受けていない人、去年は15人だったということでありました。1回でも利用したことのある人です。以前はもっといましたよ。各方部からとにかくバスで10人以上来るんですから。はるかに多かったと思うんです。最近ずっと少なくなったということなのかなというふうに私は思っています。

せっかく浅川町で作ったこういう制度を、介護認定が受けられない状況の比較的元気な人でも、生きがいデイサービスというものを利用して、そして、介護予防をする。友達作って生きがいづくりをする。これほかの町村でやっていない事業です。浅川町では率先してこれを早くから始めたわけで、これをぜひやめないで続けていただきたいというふうに思うんです。

そして、4点目の赤字の話、同じサービスをする介護保険でデイサービスでやる人と比べれば生きがいデイサービスの人らは点数が低いから、だからその分赤字という捉え方なんでしょうけれども、でも、これは介護保険のデイサービスをやればもうけは多いけれども、生きがいデイサービスやるともうけが薄いからこれやらないと、こういう話には私は聞こえるんです。そういうのっておかしいでしょう。

浅川町は必要な補助金出しているんじゃないですか。必要な補助金を出していれば、赤字になるはずがないというふうに思うんです。もうけが薄いというだけの話で赤字になるはずない。もし赤字になっていたら、その分の補助金はきちんと増額をして手当てをすると、こういう対応をするのが本当じゃないですか。

私は、そのもうけが多いほうに流れるなんていうのは、これは福祉事業じゃないと思います。

町長は、繰り返し福祉と教育は後退させないという、以前も富永町長さんがそういうふうにおっしゃってこれをきちんと守っていただけたけれども、江田町長もそういうふうには先ほどからお話ししていますが、これはこの間見ていると、私には福祉の後退にしか見えないんです。利用者数も減っている、募集もきちんとしていない。

町長、先ほど、利用したくても利用できない人はいないと思うというふうにおっしゃいましたけれども、たしか3月当初予算の審議のときに、介護認定を受けた方のデイサービスを増やすためにこちらを縮小するんだというような話をされました。ですから、そのとおり減っているはずなんです、生きがいデイサービスのほうは。これは実施主体である社協の利益をなるべく増やすためにそういう策を取られるんだというふうに思うんですけれども、町長は1年だけ今回やらせてもらいたいと、こういうふうなたしか3月議会のときにおっしゃ

ったと思うんです。思い出していただけたようですけども、ですからそういう流れの中で、利用したくても利用できない人が出てきてしまっている。これが浅川町の福祉の現状。これをぜひ改めていただきたい。

お年寄りの方が楽しみにしていた生きがいデイサービス、介護認定受けない人でもお湯に入って食事をして、みんなと楽しい時間を過ごせて送り迎えしてくれる。こういう他町村にはない優れた福祉制度を浅川町でもしっかりと復活させてもらいたいというふうに思うんですけども、町長の認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど言いましたが、事務局長も所長もないということで、これは間違いなくうまく回転していないのは事実でございます。

これは私指導の不徳の致すところだと思っております。どっちにしても、社協は一度立て直ししなければいけないと思っております。どうかもう少しの間、時間をくださることをお願い申し上げます。

そしてまた、福祉関係、障害者関係等、そういう施設は利益の出ることは、私はあまりないと思っております。そのために町がついていて補助などを出しております。

今回も大変厳しい営業をしておりますが、福祉と教育は、私は衰退しないように前進して歩んでいきたいと思っております。

ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）300万円以上もかけて人事評価制度を続ける価値があるのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 人事評価制度は、今回配られた令和元年度部門別主要施策の成果概要書によると、人事評価システムによる目標設定、評価の実施、運用に当たっての研修会、評価適正化会議等を実施したというふうにあります。

令和元年度の支出は217万円でした。今年度の当初予算では、これを会計年度任用職員にも拡大して実施するため90万円上乗せし、正職員の分も20万円上がって、合わせて327万円をかけてこの人事評価制度を行うとされています。

私は、このような職員数も少ない町で、このようなシステムを導入し、業者に見てもらわないと人事の評価ができないのか、費用対効果があるのかということを疑問に思っております。

そこで、3点伺います。

1点目です。人事評価について成果概要書にあるような説明は何度も受けました。

しかし、どうしても具体的なイメージが湧きません。そこで、人事評価制度の具体例を2、3説明していただきたいと思います。

これは職員の目標と上司の評価、業者の指導の内容、こういうことです。

2点目です。これを導入して数年たちますけれども、具体的な成果を伺いたいと思います。

3点目です。3月議会の当初予算の質疑でお聞きしましたが、これについて国の補助はなく、市レベルだとほとんどやっているが、町村レベルでは半分くらいしかやっていないこの制度。これを本当に続ける価値があ

るのでしょうか。この点について改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、具体例の実務について担当課長より説明させていただきます。

2点目につきましては、人事評価の目的とするところは職員の士気の向上であります。これらの評価、結果を活用し、人事異動による適材適所へ配置することで、能力開発につながることを期待し対処しております。

制度上は、これらの人事評価の業績に基づき、給与、手当等の人事管理に活用するものですが、管内でも活用されていない状況となっております。

3点目につきましては、これらの人事評価制度は、平成28年の地方公務員法の改正により導入された制度であり、全国の自治体が行っているもので、人事評価の実績を給与、手当に活用しているのが全国の市町村で約半数であります。

これらは法律に基づく制度であるため、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、1点目につきまして、具体例について説明を申し上げたいと思います。

初めに、年度の当初の時期に、各担当課長が課内における組織の目標をこれを設定いたします。

この課の組織の目標については、町の基本計画等をベースに、当該年度で課内での目標を設定するものでございます。

例としまして、課長が防災体制の充実を図ることを目標に掲げ、その中で組織内の課題は何かを明示します。この場合の課題につきましては、地域防災計画の見直しが必要であるというふうな内容を明示いたします。これらの組織目標に基づきまして、それぞれに職員の職務目標の作成に入ります。

職員につきましては、まず、現状がどのようになっているのか、また現状をどのように捉えているのか、文章化していただきます。

これらの目標に対して、いつまで、どのように達成するのか、月別に調査期間、資料の収集、関係機関との協議、説明会の開催、条例改正が必要かなどによる議会への対応など、月別に計画案を作成いたします。

これらの職員が作成する目標は、5項目程度を基本としております。

これらは漠然といつ頃までではなく、具体的に、何月までに行うことの計画書を作成しております。

これらの職員が作成したものを各課長に申請をし、各課長はこの申請内容が適当か、無理な計画になっていないかなどを面談によって確認をし、修正があれば修正を指示し、本年度の計画を確定するものでございます。これが年度当初に行う、期首の組織目標の策定と各課長が1次評価者としての面談をし、確定させるものでございます。

これらの組織目標及び職員が取り組む組織目標に対して、目標が適切なものか曖昧な表現はないかなど、職員から提出されたものが妥当かなどの指導を委託先より助言等を受けております。

これら1次評価に確定したものを最終的に2次評価者に、これについては副町長となります。2次評価者に申請をし、内容を審査の上、期首における組織目標を確定させるというふうな流れでもって実施しております。

これらに基づきまして、期末段階における取扱いとなりますが、今ほど期首で、年度初めに策定した計画が目標どおり実施されているか、目標とする期日までに取り組まれたか、職員自身が自己評価をし、1次評価者、課長へ申請をします。1次評価者、課長ですが、その内容を精査しまして問題、トラブルはなかったか、期日は守れたかなど、説明会の住民対応は適切であったかなどを視点に、その職員と内容について期末において再度面談を図り、1次評価者としての評価を数値化いたします。

ここまではあくまでも評価に対する仮評価というふうにしております。これらの自己評価と1次評価の評価が、全体として同様の評価がされているか、これらについて適正化委員会で検証をしております。

これらは自己評価が課によっては控えめな状態になっている傾向があったり、または過大な自己評価となっているなど、全体的な傾向について、適正な評価とするための検証作業を適正化委員会で確認をしております。

このように偏った評価については、委託先よりも助言を受けるなど、全体としての同様の適正な評価に結びつけるアドバイスを委託先より受けております。

これら適正化委員会後に、1次評価者については職員と期末の面談をし、自己評価の内容が適当か、その内容について評価をし、数値化をしております。これらの評価につきましては、業績評価と能力態度評価の2つに分かれております。業績評価につきましては個人の目標に対する評価で、能力態度につきましては規律、姿勢、責任等について評価をしております。

次に、自己評価と1次評価による面談後に結果を取りまとめ、2次評価者が最終的に確定するものとしております。この場合、数値化するだけではなく、自己評価、1次評価者についてはそれらの理由としてコメントを記載することを原則としております。

これらをもってその年度における人事評価としております。また、これらの人事評価の結果は個人へ周知され、内容に不服があれば異議申立てもできる仕組みとなっております。

以上、人事評価に対する具体的な例として、期首と期末段階でのこのような流れをもって対応しているのが実情でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まずは、私が誤解していた部分があるようです。

地方自治法の改正によって全市町村がこの人事評価制度に取り組むと。この中で給料とかに反映させていないのが半分だという話だったんですね。

ちょっと私、会議録の読み方を間違えたようです。すみませんでした。

お尋ねをします。

そういうふうに人事評価制度自体はやらなくちゃならないことになっているということなんです。今、お話を聞くとこれ本当にやってもらって当然というか、しっかりやってもらいたいという内容なんです。

職員の皆さんが、自分で今年はどういうものに取り組むのか、しっかり目標を立て期限までにこれをやって、調査研究もして、そして、意見を出して取り組んでいくと。これぜひやってもらいたいというふうに思うんですが、ここでちょっと首をかしげるのが、業者のアドバイスを受けてという部分なんです。これ役場の職員の中だけでできないんですか。

何か、浅川町の職員づくりに進めていって、最後のところで関係ない業者の方が意見を言って、それで何かこう変わって最終的な評価になるという部分が私どうもこう不自然な感じがするんです。

これ、業者の方の意見を伺うということは必ず必要なんですか。

その点を伺いたいと思います。

それから、現在、アドバイスをもらっている業者は何という業者なのか。その点も教えていただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） この人事評価制度を発足して、もう今年で5年目になります。

確かにおただしのとおり、内容については例年同じ内容で取り組んでいるのが現状でございました。

今年度については、先ほどお話にありましたように、予算上327万円の予算を計上して、今年度会計年度任用職員も人事評価制度の対象ということでございまして、それを取り扱いますが、それが約90万円程度の費用を見ております。そういう中において、同じような形態でやるとすれば、そういった委託先からの指導が必要なのかということで、これについては今年度についても内容を見直しまして、従来やっている内容と同じ内容であればそういったものは必要ないだろうということで、実質内容について見直しをさせていただいております。

具体的には、新規採用職員については、この人事評価制度についても周知理解されていないということで、新規採用の職員への説明会、これについては実施すべきものと。また、1次評価者、一般職員の中においても管理職に登用された者についても1次評価者となる関係上、その評価の基準についての研修が必要ではないかということで、これらの2点については、毎年続ける必要があるのかなというふうに思います。それら以外の職員については、例年同様の内容で自己評価、組織目標等を設定しておりますので、そういった業者からの指導は必要ないだろうというふうなことで、今年度については、そのような委託については削除させていただきまして、予算上327万円ではございますけれども、会計年度任用職員を除いた分については、160万円程度ということで、内容については見直しをさせていただいております。

参考までに、この人事評価に対する委託費用ですが、今ほどもお話にありましたので、平成30年は260万円程度、昨年は217万4,000円と。今年については159万円ということで順次不必要なものについては効率的な執行を踏まえまして、削除させて見直しをして実施しているという状況でございます。

委託先については、株式会社ぎょうせいになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私が言いたかったところが、全部総務課長のほうでは既に分かっていて、対応されるということで本当によかったなというふうに思うんですけれども、毎年毎年、同じことをやって同じ注意をされてというのも役場の職員として、プライドにも関わる話ですので、もう必要ない部分は、しっかり分かった人たちにはもうそんなこと余計なことやらないということで、これから対応していくんだという話ですよ。

了解しました。

○議長（円谷忠吉君） ここで3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順10、10番、角田勝君、（1）コロナ禍等による米価暴落から町農業を守る対策をの質問を許します。  
10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 件名のとおりです。米価暴落の心配が、今、全国を駆け巡っております。

ご存じのように新聞やテレビでも、相当な暴落をするだろうというふうなことで、既に日本でも有数な新潟のコシヒカリが、概算金で1俵当たり1,000円近く安くなっていると、こういうことがもう早場米の状況で出ております。

福島県は、特に原発や様々な状況で、新潟の米なんかよりもはるかに安い、こういう状況なんです。ですから、今残っている米の多くの部分で福島県産が割合的には一番多いだろうと、こう言われているようであります。

既に、JAや関係機関、農業関係団体、国や農水省などに要望を出しております。

私は、ここに書きましたように、コロナ感染拡大などにより生産者米価の暴落が予想されています。

町農業は、町の基幹産業であり、守り発展させなくてはなりません。旅行や飲食店、給食などの自粛等による消費減少で大量在庫があり心配されています。

国は備蓄買入れ、飼料米への転換加算金こういうものを引上げて、直接国が支援をしなくてはならないということ求めていかなければならないと同時に、町も直接様々な形ではありますが、その方法はいろいろ工夫するとともに、直接支援をするというそういう施策を講じなければならぬのではないかとこのように考えます。

反当5,000円というふうにしたのは、県内の町村でも一つの町村は反当5,000円の助成をするというようなことが、コロナ禍の関連ということで打ち出してきた町村もあるようであります。あるいは県も飼料米に転換すれば反当5,000円の上積みをするというそういうこともなされてきております。

そこで、浅川町で、例えば去年JA夢みなみでは1万4,000円の加算金の渡しでありましたけれども、これが例えば2,000円1俵暴落するとこういうことになれば、およそ1億円の、換算すると町の農業収入、これが減少になるというそういう大きなものであります。ですから、その点ぜひいろいろな工夫をして支援をしていただきたいということで、1つは米価暴落に対する支援をすること。同時にこれは米価暴落の国に対して、より備蓄をしたり、加算金を上積みするというようなことをきちんとやってほしいという要望もぜひ届けてほしいということでもあります。

2つ目には、畜産農家への支援はどのようになされているのですかということで、これは補正予算の中で説明がありまして、1頭当たり子牛2万円の補助、そういうものを支援すると、こういうふうなことが施策として出てきました。これは本当によかったなと思うと同時に、これからやはり浅川町は、特にこの農業の米の次

は、とりわけ山沿いのこの畜産、子牛繁殖のそういう事業が阿武隈牛、石川牛、こういう牛の牛肉販売するそういう中での子取り繁殖牛経営であります。これらにも支援を今後も様々な形でしていかなければならないと考えるわけでありますが、お伺いをしたい。

3つ目には、これはコロナ禍と直接ではないんですけども、水害によって作付ができなかった農地、こういう方々への助成が、町長としては何らかの形でやりたいというふうに表明しておりました。やりますというふうなことでありますが、補正予算の中では、一定のこの再生産、そういうもののためにというようなことでありますが、どのようになされるのか、いつどのようになされるのかも伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、今年の米価が大幅に下落する予想であることは、報道等を通じ十分承知しております。

今後どのような程度下落するのか、国・県においてどのような支援策が講じられるのか、また他町村の動きなども注視していきたいと思っております。

2点目については、補正予算に計上させていただいておりますが、コロナ禍により価格が大きく下がっている肉用牛に対して、今年2月から9月までの肉用牛飼育経営安定交付金制度、いわゆる牛マルキンが発動した月に出荷した牛1頭当たり2万円の助成を考えております。これは肥育牛だけでなく、繁殖牛も対象に考えております。

3点目については、こちらも補正予算に計上させていただいております、昨年の台風19号により被害を受け復旧工事の都合により、今年作付できなかった耕作者に対して、来年に向けての準備金の支給を考えております。金額は1人幾らかではなく、作付できなかった面積に応じて段階を分けての支給を考えております。

現在、支給要領等を作成しておりますので、補正予算が決定いたしましたら準備でき次第、収支と申請の受付を始めたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、町長から、国や県、他町村、こういう状況を注視しているというのでありまして、やはりそういう形で注視しているというのは、他町村も、あるいは全体として暴落というふうなものになって、減収がするということであれば補填をしていく、あるいは支援をしていく、こういうふうに私は受け止めるのでありますが、そのとおりそういう認識でよろしいんでございましょうか、その点が1つ。

それから、畜産については本当に何というんですか、大変な方もいらっしゃるって、そして、何百頭の経営をもうやめるというふうなことで、大変な思いをしている方もいるようではありますが、浅川町もやはり米の次の畜産も引き続き守って、そして、農業経営の一つの大きな柱としてやっていくと、そういうためにはこのコロナ禍の2万円、それプラスいろいろな形で、この金銭的ではなくても、例えばこの町の農業の柱ということで、この浅川町の畜産を今後どうしていくのか、こういう点で農政課を中心として専門家の意見を聞きながら検討する必要があるだろうし、発展させなくてはならないというふうに私は思っているんです。というのも、今、原発の補償で干し草が支給されております。いろいろ話を聞いてみますと、この干し草の支給が終われば、私

も年を取っているのもう牛は終わりだと、こういう声が何人かから聞いているんです。そうすると、町の農業の柱の1本が折れてしまうというものに私はつながっていくというふうに考えているんです。心配なのであります。

私も長年和牛を飼育して、それなりに循環農業というんですか、草を刈ればその草が牛の餌になって、牛のふんが肥料になって、こういう自然の循環型の農業が営まれていたのですけれども、それさえももう風前のともしびであります。こういうことを考えて、町の畜産農業をどういうふうに発展させていくかというそういうことを農政課中心として真剣に考えてほしい、そう思うのであります、その点もお伺いしたいと思います。

さらに、準備金のいわゆる作付できなかつた農地に対する幾らかのというふうなそういうこの支援、これはもう予算を計上しているわけでありますから、その計上する前提としてこれこれこういう積算をして、何というんです、計上するわけです。ですから、もうその具体的なことが、要綱はこれから整備するとしても、出来上がっているんだと思うんです。

面積によるというのが原則的にやるんだということですが、具体的に水田であれば、あるいは畑であればこれこれこういう金額で、そして、いつ頃まで準備金を支援していく、こういうことになるのかその辺の内容についても答弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 国・県の状況を注視していくとお話をしましたが、これが支援をしていくということではございません。また、畜産については1頭2万円の助成を考えております。今のところそれ以外のことは考えておりません。また、作付できなかつた方々には、これは前回も前々回も、2番議員さんとか7番議員さんからたくさんの議員さんからお話をいただいております。これは面積に応じて支給を考えております。この支給は、今回の定例会で議決をいただければ早めに支援はしていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 国や県、あるいはほかの町村、こういう状況を注視していきたいという答弁だったので、私はやるというふうにはっきり言っているわけではないのは当然であります、しかし注視していくということは、取りも直さず、そういう状況が生まれれば浅川町もきちんと対応すると、こういうことにつながるわけでしょう。そういう認識だと思っております、そのことを再確認します。

それから、私は1頭2万円プラスアルファ、今後の畜産経営でこういうものをどういうふうに、やはり浅川町の農業の柱として守り発展させていくのか、こういう行政としての考え方、町の農業の振興の柱とそういうものを考えているのかということもお伺いしたわけでありましたが、その点も答弁ありません。

3つ目には、これ予算が認められれば、それでこれから決めるんだというようなそういう話であります、繰り返すようですが、予算というのはちゃんと積算の基礎があって、これこれこういうふうにやりたいから何百万円の予算を計上するというので予算化するわけです。だから、その予算が通らなければそういうことを発表しないなんていうのは、それはちょっとおかしな話でありまして、今までも1人当たり5,000円のそういう特別な交付金についても公にしているわけでありますから、その点きちんと、今の段階で発表できないなんていうのはとんでもない話だと思っておりますがいかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先々のことであるため、現段階では判断不可能であり、動向を注視していくということ  
であります。

あと、その2万円プラスアルファについてですが、今のところは私は考えておりませんが、なお、課長に答  
弁をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

2点目の1頭当たり2万円プラスアルファの支援ということですが、あくまでもこの2万円というのは、国  
からの交付金を頼りにしましたコロナに関する臨時的な支給という形になります。

角田議員さんおっしゃったように、畜産のほうも浅川町の農業の大事な柱の一つではございますので、財政  
的な話もありますので、今後幾ら支給していくとかそういったことはちょっと今の段階では言えませんが、今  
後どういった支援が必要なのか、関係各位と協議してできる協力はしていきたいと考えております。

3点目の準備金の件についてなんですけど、一応私のほうで案を作って、今現在、進めております。

一応、4段階程度に分けて支給したいと考えております。これはあくまでも案なんですけど、最低の額で田ん  
ぼで100平米以上1,000平米未満で1万円という形で、ちょっと4段階程度に分けて考えております。畑はこれ  
の半分程度で考えております。

一応今の段階で把握しておりますのは、田んぼで20戸程度、畑ですと3戸程度になるかと思われま  
す。これはあくまでも、昨年作付して今年だけできなかった、来年は作付するという方に対しての準備金  
ですので、昨年度までもう全然一応地目は畑になっておりますが、作付していないという方にはもち  
ろん準備金のほうは支給いたしません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）山白石小、里白石小の跡地などの利用協議などはどのようになっているの  
ですかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 何回もお尋ねするようではありますが、町長も行政報告の中で何としても成功させて、  
方向性のよりどころとしても、あるいは町の活性化のためにも話合い、契約をしたいというふうな強い意  
向でありますので、既に地元の区長さんとも話合いをなされたということもお伺いしました。

地元では、どのような要望なんかが出てきたのでありますかと、あるいはどういう話が出てきたのかというこ  
とが1つであります。

2つ目には、こういう地元での協議やあるいは学校との協議の中で、どうしても町が無償で貸すというん  
ですか、貸す前にやらなければならないということは何かあるんでありましょか、あるいはそれをやればどの  
ぐらいかかるのかということも含めてお伺いしたい。

3つ目には、貸付けは無料としても、今後の維持管理の町負担については今のところ話合いの中ではどうい  
うふうになっているんでしょうか。例えば今一度も草を刈っておりませんので、草ぼうぼうになっております

が、ああいうこの例えば一つの具体的な例ですけれども、草刈りとか、現場の人は協力できるようなそういうことなんかも含めてどうなのかと、あるいはそういうことについて町はどう考えておるのかということでもあります。それから町長がおっしゃって答弁で説明したことがあります、いわゆるこのあの学校にまともれば寮として泊まるわけでありますから、そういう分の食材の供給や、そういうことについてどのような話し合いをしているのか、また様々な修理なんぞについても、町の業者を利用していただくというようなことなんかについても、細かいようですけれども、ぜひ要望として挙げてほしいなど、こういうふうに思います。

5番目には、これは地元の人から強く言われたんですけれども、石川に生徒がほとんど自転車で行くという方が多いんだそうであります。そうすると、若い者ですから、どうにかするとやはりぎりぎりまで自転車で吹っ飛ばして学校に行くというようなことがままあると。それで自分から田んぼに吹っ飛んだ子供がいたり、接触したそういう事故もあって、大事故には至ってはいないけれどもそういう細かい事故が心配されると。ですから、標識やあるいはガードレールやそういうものなんかもやはり考えていかななくてはならないのではないのかなというふうに思うんですが、その辺、防犯灯なども含めてどうなのかということでもあります。

6つ目には、やはり相手のあることでありますから、はっきり何月何日に契約をしたいというふうなことではないとは思いますが、目標として、私は一つはやはり来年の4月が新学期ですから、それ以前にはやはり契約をきちんと結んで、そして、利用できるようなそういうものに契約の目標を置く必要があるのではないかと、こう思うのでありますが、その点であります。

7番目には、里白石小学校について、高齢者の福祉施設、保健施設、こういうふうな話も打診があったということだったかと思うんですが、その後、里白石小学校についての照会や動きはなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、山白石行政区長会の会議に私が案内された際に、利活用の申出があり、協議を進めていることを説明したもので、現在は学法石川高校へ具体的な利用形態の計画書をお願いしておりますが、調整中のことであります。

これ、利用活用計画により、今後、地元説明会を開催することを申し上げました。引き続き協議は進めております。

2点目から6点目につきましては、事前協議をしている状況で、どのような利用形態を予定しているのかの計画については提出をお願いしている状況ですので、現段階では報告できる状況にはありません。

7点目につきましては、利用者からの問合せはありましたが、着手するまでに至らなかったことの回答があり、引き続き利用活用に向け対処をいたしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 交渉中だから細かい点は公表できない部分もあるんだと思うんですが、ただやはり貸すのは、例えば売るわけではありませんから、無償で対応するという形なんだと思うんですが、その点はそう

いうふうに考えているんですか。と同時に、やはりその後のことについては、もちろん維持管理相当については学校が持つというのが原則であると思うんです。ただ、町がやはりどうしても関与しなければならないようなそういうことが出てくるのではないかというふうに思うわけでありますが、その点なんかについてはどうなのかと、町の考え方としては、これこれこういうふうに考えているということはあると思うんです。そちらがはっきりしないうちは、この食材の供給や修理などの町業者の利用、こういうのも今のところは、話としては出されないような状況だと思うんですが、そういう方向はぜひ取ってほしいというふうに思います。

それから、答弁漏れだったんですけれども、交通安全のことについては、地元の方々何人かから話がありましたが、やはりそれらについてはしかるべき、町がやはり標識を立てたり、ガードレールを作ったり、様々なそういうものについては、やはりやる必要が私はあると思うんです、逆にこういう交通安全については、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、最後にこの里白石の小学校は、その後何も動きとしては、あるいは問合せ、そういうことはなかったのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、最終段階で交渉中であり、今ちょっと私も余計なことは申し上げることはできません。それで、山白石地区の方々からは、どうしても山白石小学校跡地を利用させていただきたいという依頼は来ているのは間違いございません。

私も山白石地区が活性化するため、あるいは町が活性化するため、人口増加のためにも何が何でも利用させていただきたいと思っております。

細かいことは担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、今何点かおたがしがございまして、1点目につきましては、無償化なのかというふうなお話でございますけれども、まずは、その土地建物の契約の形態、どのような形態で今後進めるかというそういった事前協議段階での話し合いはさせていただいておりますが、町長から提案ありましたように正式にこのような形態で利用したいんだという申出がない関係上、あくまでも事前協議の段階で話し合いを進めている状況でございます。

無償なのか有償なのかその辺についても、現段階においては、学校側の意向が伝わってきていない関係上、申し上げられる状態にはないということでございます。

そういった事前協議の中においても、町としての考え方、これについては旧山白石小学校については、避難所として指定をしていますということで、避難所としての機能については保持しますよという町の意向も伝えてはあります。また、費用負担についても、今後町としても必要最小限の費用負担でもって利活用がされればということも町の負担、そして、考えております。

3点目にありました交通安全等の対策でガードレールとかそういったものを整備が必要ではないかということでございますが、これらについても、前提要件はどのように利活用するのかというその学校側の意向を一定程度把握した上でもって、様々な対応が出てくるのかなというふうに考えておりますので、現段階においては、学校側の意向が具体的な利用形態が示されない関係上、まだ踏み込んだ話には至っていないというのが状況で

ございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁漏れですけれども、いわゆる契約の目標はいつ頃までだというのはまだ何の話もないんですけれども、一つのあれとしては、やはり新学期4月まではもうということになれば、3月のもう初め頃までにはきちんとしなくてはならないのではないかというふうに思うのですが、その目標です。

そして、学校側とは何回こう話し合ったり、協議したりしているんですか。

町長の意気込みは裏腹に何か進んでいないと私は思うんです。学校だって早く決めたほうが、私はいろいろな意味で上策だとは思いますが、その辺はどうなのでしょう。

また、今、総務課長からあった交通安全の問題については、これは学校側の対応がどうこうではないんだと私は思うんです。地元の人からそういうものが出ているんです。ですから、これは町のほうでそういうことについてはきちんと対応していくと、こういうことにつながると思うんですが、再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 契約の問題ですが、これらについても協議の中において、いつの時点でどのように対応していけばいいのかということも事前協議はしております。

具体的に来年の4月からというふうなことで、取組にはまだなっておりませんし、協議の段階において利用計画に基づいて町として議会への説明も必要になってくると、そういった合意形成も必要なので、学校側としてのその利用時期、これについても早めに提示をしていただきたいと。それによって地元対応、議会の皆さんへの説明と、そういったものを段階を踏んできちんと進めていきたいというふうなことで考えておりますので、先走って今、来年4月からというふうには言えませんので、これについては速やかに連絡を取り合いながら、利活用ですので、早めの対応を図りたいという基本的な姿勢の下に対応していきたいというふうに考えております。また、ガードレールとか安全対策、これについても利用形態がどのような利用形態になるのかということで、例えば沿線に駐車場を作りたいとか、いろいろな要望があれば、それに伴ってのいろいろな対応が出てくるのかなというふうに考えておりますので、まだ、そこまでの具体的な工程をどのように利活用するのか、校舎をどのように利活用していくのか、体育館も利用したいという意向があるのかとかということについては、正式な利用形態が定まっておりますので速やかに対応したいと思います。

また、プールにつきましては補正でもご説明申し上げましたが、安全対策上、プールについては利用する意向はないということを確認しておりますので、町としても安全対策、衛生上も考慮しまして今回の補正において、プールの解体の委託費だけは計上させてもらっているという状況でございます。

いずれにしても、速やかに連絡を取りながら利活用に向けた対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 何回話し合いましたか。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、補足と追加の答弁をいたします。

まず、この間、学校法人のほうから申出を受けまして、事務レベルを含めまして5回ほど連絡調整をしております。このほか電話でのやり取りなどもしているところでございます。

改めまして、今の状況を申し上げますと、まずあちら先方から利用したいという申出を受けました。我々としても使っていただきたいというふうな思いはございます。

ただ、どういった形でお使いになるかというところがまだ漠然としたところであったものですから、より詳しくこういうふうに使いたいというのを提出いただきたいというところで先方をお願いしているところでありまして、その回答がまだ来ていないというところでございます。ということで我々、当局も法人のほうも同じ方向は向いていると思っているんですが、ただその点で利用計画が出ていないことから、次のステップ、その精査であるとか、地元の方へのこういう計画ですよというような説明がまだできないような状況でございますので、この辺まだ相手がある話なので、なかなか我々が早くというふうにせかすこともなかなかできないものですから、そういったところで少し見守りをいただきまして、我々としては誠意をもって交渉してまいりたいと考えております。

あと、併せてちょっとこの際補足なんですけれども、ご質問にもあるような、またはうわさになっているかもしれないんですけれども、この食材とか寮とか新学期というようなお話もあるようでありますけれども、今現在、これもこの後詳細は法人から提出いただくんですが、すぐさまあそこを寮にして活用するというようなお考えはないようではと聞いております。将来的にはあるかもしれないというようなところでありまして、まずは、学校法人石川高校のサッカー部としてのグラウンド及び校舎活用というところでお話を聞いてございますので、まだこれは先ほど申し上げました詳細な利用計画を見せてもらいまして、協議をした上でまた改めて議員の皆様にもご説明をしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）加齢性難聴は認知症や鬱病を進行させますので補聴器への助成をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 難聴の問題です。これはご存じのように加齢とともに、難聴度が強くなっていくということで、ご存じのようにこの難聴になると鬱病や、あるいは孤立してよく聞こえないんだけど、俗に言えば、分かったふりをしながらうんうんとうなずいて、実際は分からないというようなことで、認知症を増進させるそういう役割も持っているわけです。

これは非常に難しい問題なのでありますが、1つは難聴者の調査をして、浅川町にはどのぐらいの状況が今あるのかということも、ぜひ、現在、様々な状況でのものあれば教えていただくと同時に、また調査もしてほしいなということが1つ目であります。

2つ目には、国・県などの公的な補助を、いわゆるこの補聴器、難聴についてはやはり補聴器がやはりつけなくては駄目なんです。その補聴器は非常に高いんです。20万円、40万円という、安いのでは雑音が入って、あるいは周りのどんどん入っちゃって駄目だというふうなこともあるんです。

その中で、現在は公的な補助はどういうふうになっておるのでありますか、そして、町としてはその公的な補助を受けている方がどのぐらいいらっしゃるんですか、お伺いしたい。

3つ目には、専門家によるこの難聴に対する指導や相談、あるいは補聴器の選び方や様々な状況をきちっと専門家に指導してもらうという、そういうこのことが保健センターなどとも協力しながらやってほしいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の難聴者の調査ということですが、難聴者の実数を調査した資料はありませんが、介護認定調査時の調書から統計的な割合を見てみますと、介護認定を受けようとする方の約45%が、普通の声がやっと聞こえる状態により重度化であるとの調査資料があります。

2点目の加齢に伴う難聴者への補聴器補助については、国・県などの特別な補助はありませんが、障害者総合支援法等に基づく補装具として、身体障害者手帳を所持者で7名の方が補聴器の支給を受けております。

3点目の専門家による指導や相談については、健康診断や介護認定調査時には、保健師や介護認定調査員が相談を受けておりますが、専門家による指導や相談については今後の課題であると考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1から3までに具体的に、私、上げていなかった。いわゆるこの町も公的補助は身障者のそういう介護の調査、あるいは介護の認定の際に受けることができるということで、7名がいらっしゃるということで分かりましたけれども、やはり町も介護認定やあるいは保健センター、在介センター、こういう方々との在宅療養とか、そういうことを含めて難聴の方々の状況をぜひ大変でも調べていただきたいのと、同時に、その方々が補聴器をつけているかいないかも含めて調査をしてほしいというふうに思うのが1つであります。

同時に、町はやはりそういう調査がまず必要ですけれども、あるいは申請をしてもらうとか、そういう中で補聴器の補助、こういうものも具体的にやはりいろいろ専門家と、あるいは保健センターなんかの方々とも協議をして、決めていただいて、補助制度を作してほしいと、こういうふうに思うのであります。

3番目の今後の課題ということですが、これはぜひ大したお金のかかる問題ではないと思うんです。専門家そういう人が必ずいるんです。そういう方に、いわゆる折を見てそういうこの話をぜひしてもらおうと。そして、一人でもこの病気になったり、あるいはこの介護度がどんどん進んでしまうとこういうふうなことのないように、医療費の低減にも私はつながっていくところ考えるのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いろいろと調査をさせていただきますが、担当課長より補足説明をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の難聴者の調査ということなんですけれども、ちょっと私どもの健康診査等の資料を調べてみたんですけれども、その難聴に関する調査票というのはちょっとなくて、難聴については、そのレベルを判断しないと難聴かどうか分からないということがありまして、その中でも介護認定を受ける方に関しては、この項目がありまして、介護認定の際の調書を全部調べてみた結果、やはりかなり、普通

の音がやっと聞こえるという状況より悪い状況、かなり大きな声なら聞こえるとかという方々が全体の45%いました。

介護認定申請者に限っての数字なんですけれども、約半分の方がこういった形で難聴ぎみの方だというふうな判断はしております。

今後、健康診査等、統計的な数字を調査できるような機会がありましたら、その中に組み込む等は検討したいと思います。

それから、2点目の国・県の補助ということで、これは実際国・県の補助はありませんので、ただ単独事業として、東京の特別区では、自治体で単独事業でやっているところが数自治体ありました。

これ支給方法様々なんですけれども、先ほど申し上げましたのは、身障者の総合支援法に基づく補装具ということで、障害者として手帳を持っている方は、この適用がありまして補装具を7人適用しているということで、これを無償で提供しております。

それから、3番目の専門家による指導や相談ということなんですけれども、これは今後健康教室や様々な健康診断等を捉えて専門家の方が派遣できるような状況であれば、今後、考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

私ごとでありますけれども、私もう80になってやはりこゝろ耳が遠くなったんです。課長さんの話を本当に集中して聞こうとしてもなかなか聞こえない場合も出てきたりして、やはり加齢性の難聴になりつつあるんだなとこういうふうに私も自覚しているんです。本当に耳が聞こえないというのは、私、今のところこのような状況ですけれども、本当に今課長さんが言うように、ほとんど聞こえないということになれば、もう本当に社会的に孤立したり、寝たきりになってしまうようなものにつながると私は思っているんです。

ですから、やはり介護の認定の45%、これ人数ではどのぐらいになるわけですか。約半分がありますから、大変な数になるんだと思うんです。

ぜひとも、なかなか町が単独で、じゃ、補聴器のこれこれレベルに合って、その3分の1を補助しようなんというふうになかなかならないと思うんですけれども、そういう検討も踏まえながら私は認知症を防いでいく、お年寄りが人間らしく生きることのできるそういう基本としての施策、あるいは医療費を軽減していくというそういう点でも大きな役割を果たさだろうというふうに思いますので、ぜひ調査をして、しかるべき方向に向かって努力をしていただきたいとこういうふうに最後に町長にお尋ねしたいと同時に、人数もお伺いしたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の10番議員が、耳が聞こえないと孤立するということをおっしゃいましたが、やはりそういう孤立はなるべくしないように元気で頑張っていただきたいと思っておりますが、とにかく町ではできることはやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 介護認定の際の人数ということなんですけれども、年間で調べると120名ぐらいの方がこの45%に該当するということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）城山などの森林再生整備事業での旧跡保存はなされているのですかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 城山公園の周辺の事業が、いわゆる森林再生事業というふうなことでやられておりまして、もう3年ぐらいになるんですか、木材の伐採や運搬作業、こういうことが今やられております。

それで、城山は山城として、一時あそこに一定の戦いの根拠を置いたそういう歴史があるんです。

その際に、いわゆる山城の空堀というんですか、堀をこう巡らすというようなきちんとしたものではありませんけれども、何本かずっと堀があるんです。その堀が、この森林再生事業の中で木材を運搬するために作業道路としても、あるいは運搬道路としても、縦横無尽にという言い方はちょっと当たらないんだと思うんですけれども、見たところ、いっぱい泥をつけて運搬したりしなくちゃならないそういうところから、空堀のところにもそういう道路ができていないのかと、私もちょっと見ただけでありましたけれども、心配になったわけでありまして。というのは、やはり温故知新ではありませんけれども、いわゆる町の歴史やこの浅川町の象徴としての城山公園、春になれば桜の花が咲いたり、あの上での地雷火はほかにはない花火でありまして、城山はやはり町民の誇りでもあります。そういうこの誇りである文化遺産をきちんと守っていくというのが、私らに失ってはならないことだと思いますし、景観もきちんと守って、観光の目玉の一つでもありますし、心の安らぎを得る町民のよりどころでもあると思いますので、そのようなことのないようになされているのか、その辺の状況、設計図、あるいはその状況を農政課は現に担当として見ておられると思うんですが、私はあの状況の中で、例えばそういう空堀が少しでも崩れたり、形が、作業道でだっとうなっているような場合には手直しをして道路をならすとか、そういうものまで私は必要だと思うんです。

行ってみると何か城山公園が傷だらけになったような、そういう何というんですか、悲しみというんですか、そういうことさえ私は感じたんです。その辺どういうふうに、景観を守ったり、文化遺産を守るというそういう処置の下になされているというふうに思うのでありますが、念のため伺いして是正ができるかどうかについて質問したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、事業を実施する際は、史跡や文化財に指定されないことを確認した上で行ってまいります。現在、行っている城山の森林再生整備についても旧跡などを壊さないよう注意した上で、作業道が設置されています。

2点目については、現在の作業道は、今後森林の維持管理に必要なため、そのまま道として残し、特に植栽等をする予定ではありません。このことについては民地でありますので、土地の所有者には了解をいただいて

おります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農政課長にお尋ねしたいんですけども、ああいう状況でも、そういう空堀とか旧跡、そういうものに何ていうんですか、壊すとか景観を損ねるといようなそういうものになっていないとこういうふうに考えられるんですか。ただ、私は確かに地権者がおりますから、地権者の了解を得ているんだからそのままいいんだというふうなことも言えると思うんですけども、あの公園の中が本当に作業道路でずたずたみないにこうなっているんです、形はですよ。ですから、もっとちょっとやはり公園に近い、上に近いような所については作業道をならすとか、なんかそういうことも私は必要ではないのかなと。景観なんか構わないんだというふうなそういうものではないと思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

事業を実施する際には、設計を組んでおりますので、設計の段階で旧跡等だろうというところは、作業道は配置されておりません。そういうところを避けた上で作業道のほうは設置されておりまして。また、大規模な土盛りとか掘削等はしておりませんので、空堀を埋めてしまったとかそういったことはないかと思っております。

なお、議員さんのおっしゃっていた景観を損ねないよということなので、今はあくまでも作業中ですので、終わりましたらある程度ならしたりはされるかと思っております。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）畑田区戸屋入生活道路の整備に全力を挙げ完成させるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 件名のとおりであります。

これは、もう何年になりますか、15、16年前からこの問題は解決していないんであります。

つい最近、不幸がありまして、救急車が入らないということで、下までみんなで搬送したと、こういうことさえ起きたんです。そこに住んでいる人は、あるいは当事者の家族は、本当に情けないと、救急車も入れないようになっているようなこういうところには住んでいられない、浅川町から出ていくしかないかなと、こういうことを言っておりました。

私は、この当初からこの問題何回か議会へ質問しているんですけども、やはり特定の方が了解をいただけないんです。私もその人とも直接2回ほど会いましたけれども、非常に了解は得られないというような状況です。

いろいろ今までのいきさつというのがあるようでありまして、しかし、どうしてもやはりこれ了解を得られない。その得られる努力はこれからもやはり町長は実施してほしい。町長は、私は絶対これ必ずやりますからと、そういう公約を地域の人たちと選挙で約束しているんです。ですから、難しいと思っておりますけれどもやってほしい。

1つは、以前設計して買収が済んでいる場所があるんです。元の木小屋が建っていたこのぐらいした台地みたいになっているところです。そこまでは幅も広げて補償もきちっとしてあるんですけども、そこはやはりその方の直接な土地ではなかったんですけども、あそこのところは手をつけたら、俺のところは石1つ落ちたら大変だからというふうなことなんかも言われたそうでありまして、設計したそういうところまでも実行しなかったんです。そのまま、前町長も、いろいろ話をしましたということでありましたが前進しない。いろいろ地元の人とも私も話をして、どうしても協力を得られない駄目だということであれば、協力を得られるという範囲の中でこの整備をしてほしい。そのためには急な土手というんですか崖というんですか、そういうところをかなりこう削らなければならないということが出てきます。

しかし、あそこは削ってもそんなに崩れるような土質ではないんです。細かい石がこう組み重なったようなところもあったり、そういう了解を得られるような形での工事を私はすべきだと思うんです。

その際に、その道を挟んで隣にある同意していただけないそういう地権者のところについては、石1つ入らないようなそういう網を張って、やはりやるというふうなぐらいの覚悟をして、私は進めてほしいなど。

もちろん、先ほども繰り返すようですけども、その地権者の人と十分、町長自らがもう出向いて行って話をしたり、あるいはその関係者、その方の家族とかそういう人たちとも接触をして、同意をいただくというのが最善だと思いますけれども、後者のようなことももう20年近くそういう状況でありますから、私はやってもよろしいのではないかと、やらなければならないのではないかと、こう思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、過去に開始をした部分の改良舗装工事は、平成20年度に完了しております。

2点目について、地権者とは長年にわたり交渉を続けておりますが、同意を得られておりません。

少しでも、前進できるよう今後も交渉していただきたいと思っております。

これが、本当であれば最初の答弁でございます。

私も、この反対をしている方と昨年、今年度と数回お会いをしております。過去の話は何度も聞いております。

この方は、私が生きている間はどんなことがあっても工事をさせないと言っております。これは、10番議員も聞いていると思っております。それでも、そういう話をしても、話は私はできないと、前を向いていただきたいということをお話を最近しております。今、ようやく柔らかくなってきております。

もう少しの間、時間をいただければ何とか形にしていきたいと思っております。もう少し時間をいただきたいと思います。これは畑田の区長にもお話を最近させていただきました。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。確かにそれだけ年月がたっている、できなかったというのには相当なやはりあれがあるんですね。

しかし、先ほど私が言いましたように、その方の水田には迷惑をかけないということで、どうしてもあれの場合には私はやる必要はあるのだと思うんです。

そこがなかなか難しいところだと思うんですけども、そのぐらいの決意を私は長として傾けてほしいなど、

こう思うのであります。

ただ、今、町長は柔らかくなったように感じると、区長とも話したら今しばらく待つてほしいとこういうことでございます。今しばらくですから、ただ今しばらくというのは、町長は4年の任期なんですよ。もう2年過ぎたんです。残った2年の間に形にするとか、同意を得るとか、何か前進するそういう方法を何としても切り開いてほしい。私も精いっぱい努力をしたいというふうに思うんでありますが、再度決意を伺って終わりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に救急車も入れないところに住んでいる方々の気持ちを思えば、何が何でも話を進めていきたいと思っております。

とにかく相手がいることです。そして、相手が帯を通しておりませんので、私、あと2年任期がございます。何とかいい方向に持っていきたいと思っております。今、本当に相手も少し柔らかくなってきましたので、チャンスはあると思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）日本の平和憲法を守り、戦争を絶対してはならないことを授業で小・中学校で取り組んでほしいの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 最後であります。日本の平和憲法を守り、戦争を絶対してはならないということを、授業でもぜひ学校で取り入れてほしいと。自然に平和教育というんですか、そういうのは教科書の中、私、小学校、中学校の教科書、これきり見ておりませんので分からないと言ったらあれですが、勉強不足でありますけれども、やはり戦後75年たって、もう風化していくような感じが今されています。

広島、長崎の原爆が落とされた日を分かるかと、こう孫に聞いたところ、8月の何日だったかな、どっちが先だっけかななんていう、そのぐらいの認識なんです。ですから、やはり私は歴史から学ばない者という言葉がありますけれども、日本にとっては負の歴史だというふうに思うんでありますが、この戦争を絶対してはならない、そして、戦争とは本当に悲惨なもので、人間が人間を殺し合うそういう最悪の暴力なんだと、こういうことを私は熱を持って子供たちにも教えていかなければならないと私は思うんです。

つい75年たったこの終戦記念日を前後にして、NHKでも様々な特集番組が組まれました。

ひめゆりの塔、あるいは広島の被爆者の声、あるいは吉永小百合さんはじめとする著名な方の原爆の悲惨さについての話、こういうものは相次いでなされまして、全く涙なしには聞くことも見ることもできない、そういうものであります。

ところが、実際私は非常に悲しいのでありますが、現在のテレビはもうゴールデン時間、こういうときにそういう番組の特集なんかをきちっと流すというのは、辛うじてNHKぐらいしかないんです。

やはり、食べ物の話、ごちそうの話、クイズ、こういうことを今の世の中の流れだと思うんですけども、少なくとも学校できちっとこの戦争について、平和を守るということについて、きちっとした憲法にのっとり、日本は戦争は絶対しないという憲法9条、これも安倍内閣によって、世界の隅々まで自衛隊が行けるよう

なそういう憲法改正までしてしまったような状況もありますけれども、この戦争を起こしてはならないし、やっつてはならない、こういうことを、とりわけ戦争を経験したそういう方々の声なんかを届けたり、あるいは様々なそういう映像を、それこそこの今の映像の機械の時代に、そういう特集を組んだ映像を放送して、番組にこういうことについて、こうなんだというふうな、みんなで話し合うとか、そういうことを私はぜひやってほしい。

つい先日、白河市の方で、毎年小学校、中学校に行つて、戦争の従軍者、そして、その悲惨さやその実態を話しているそういう方とも行き会ひまして、子供たちは本当に真剣になつて聞く、見る、そういうことだということでした。

あのような戦争を起こしたのも、やはり教育がそれを非常に軍国主義をあおり、他国を侵略するようなそういうものにつながつていったわけでありますから、教育は私は本当に大事だし、子供のうちからそういうことについて、きちつと指導をしていくということが大事だと思うんです。

ドイツは、その点やはり歴史から学んで、そういうことをきちつとやっているということも伺ひました。

そこで、1から4まで書きましたけれども、この先ほど言つた前段のような総合的なものでありますけれども、絵本やスライド、手記などを利用したり、実態の展示物の利用など、あるいは憲法の平和条項などをきちつとやはり読んだり話をしたりすること、戦争を経験した人によるその悲惨さや苦勞、様々な話をしてもらつう。

4番目には、広島、長崎の原爆投下の日時、終戦記念日に、ぜひ終戦記念日には国も全国民に黙禱を呼びかけておりますけれども、浅川町でもぜひ町民の皆さんに、強制するのではなくて、黙禱をするというふうなことを町のほうからお願いをして、広報でも流すというようなことをぜひやっていただけて、戦争を二度としてはならないし、こういう認識を深めていただく、そういうことをやっていただきたいと思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係なので教育長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

子供たちに戦争の体験、悲惨さを伝え平和の大切さを学ばせることは大変重要なことであると認識をしております。

しかし、戦後75年が経過し、小・中学校の現場には、戦争を直接体験した教師は今はおりません。

そのような中で、子供たちに戦争を伝えるため、絵本や写真などを使って視覚に訴えたり、戦争を経験した方に体験談を話していただくことは大変有効であると思ひます。

小学校では、現在、国語科で、戦争児童文学、3年生の「ちいちゃんのかげおくり」という教材と、4年生の「一つの花」という教材を取上げて、戦争の悲惨さ、平和の大切さを教えています。

それに関連して、教師が戦争を取上げた関連図書を紹介したり、戦争関係のビデオを見せたりするなど、工夫して授業を行っているところです。

中学校におきましては、社会科の歴史的分野で「第二次世界大戦と人類への讃歌」を取上げ、また公民的分野では、日本国憲法の平和主義を基にした学習を行っています。

小・中学校でのこれらの授業に関連して、10番議員さんから示されました、4つの事例の取上げ方につきましても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育長さんの話、分かりました。

やはり、改めてこの平和憲法をやはり守っていく、そして、戦争をしないというそういう誓いを心の中に全国民が持つようなそういう状況を、ぜひ私はこの日本で作り出さなければならないというふうに考えています。

町民の代表でもある町長もその辺はきちっとした認識を持ってもらいたいなというふうに思います。

ですから、この黙禱などについても、これは答弁はありませんでしたけれども、ぜひ町は町民の方をお願いをすると、こういうふうな形で問題提起をしていただいて町民の方々が改めて平和を守る、そういう認識を新たにすると、そういう機会にさせていただきたいと、こう思うのでありますが、町長いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も戦争は嫌いです。争い事は嫌いです。特に、争い事で悲劇を受けるのは弱者でございます。

私も、戦争がないことを今後もお祈りをいたします。気持ちは一緒でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる終戦記念日とか、原爆を投下した長崎、広島の日とか、町民に意を新たにしてもらうという点でも、あるいは黙禱をぜひ実施してほしいと思うのでありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、黙禱はやっておりますが、これ全町民が、するしないは個人が決めることだと思っておりますので、防災無線でやるようなことは今のところは考えておりません。とにかく、私は平和主義、戦争は反対でございます。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時28分